

委員會ノ營業稅ニ関スル少数意見

營業稅ハ國稅ヨリ地方稅ニ委讓スルヲ可ナリトス、元來本稅ハ其課稅標準ノ何タルヲ問ハス査定甚ク困難ニシテ負擔不公平ニ陥リ且誅求ノ虞多キカ故ニ決シテ良好ノ財源ニアラス日清日露戰役ノ為メ止ムヲ得ス新設増徴セラレタル稅目ナレハ軍備縮小實行ノ機ニ際シ之ヲ廢止スヘキハ當然ノ處置ナリ或ハ地租ヲ存シ營業稅ヲ廢スルハ農業者ニ比シテ商工業ニ余リ寛ナリトノ非難アラシク所得稅カ漸次商工業者ノ負擔ヲ増加スル事實ニ顧シハ營業稅ヲ廢スルモ農業者ニ酷ナル結果トハナラス況ンヤ永キ沿革アル地租ト營業稅トヲ同視スル

カラスル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ鐵道擴張ノ爲ト
農民ニ利ヲ歸スナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

不當ナルヲヤ然レモ課税方法ヲ極メテ簡易
 ノ標準ニ求メ營業稅ヲ地方費ノ財源トナスハ
 機宜ノ處置ナリ即チ改正案稅率表ニ示サレタ
 ルヨリモ猶一層標準ヲ簡略ニシテハ例ハ物産
 販賣業者ヲ建物賃貸價格ニ據リ數等ニ區別課
 税スルカ如シ一定セル範圍ノ下ニ全國地方
 行政區劃ニ於テ營業稅ヲ徵收シ以テ現存道府
 縣ノ營業稅附加稅、營業稅、雜種稅並ニ市區町村國稅
 營業附加稅、道府縣營業稅附加稅、同雜種稅
 附加稅、ノ殆ト全部ヲ廢止スルノ方針ヲ執ル
 べレ

参照

大正十一年度營業稅豫算

七三、九八五、三二五円

大正九年豫算營業稅附加稅並ニ地方營
業稅、雜種稅合計

八〇、二二三、〇二三円

道府縣ノ國稅營業稅附加稅	八、四二〇、四九三
全 營業稅	八、一二三、三七二
全 雜種稅	二六、〇四七、四二五
市區ノ國稅營業稅附加稅	八、七五一、一一四
全 道府縣營業稅附加稅	二、一四五、四五〇
全 道府縣雜種稅附加稅	六、七六五、一八九
町村ノ國稅營業稅附加稅	三、四七二、九二六
全 道府縣營業稅附加稅	三、八三三、六八九
全 道府縣雜種稅附加稅	一、二六六、三六五
以上	

カラス斯ル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ債務擴張ノ爲ト
 農民ノ利ヲ論メモナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

經濟政究會第二回報告

本當經濟政究會ハ嘗テ説明シタル如ク政治的集團ニアラス又所謂社

交俱樂部ニモアラス經濟上ノ時事問題ヲ研究スルヲ以テ目的トス

ル會合ニシテ大正十一年七月總會ニ方リ先ツ我國民ノ負擔過重ナ

ルヲ認メ之カ輕減方策ノ第一トシテ稅制ノ整理ヲ提案シ本年二月

第一回報告ヲ以テ之ヲ發表シタリ爾來更ニ財政ノ整理ニ關シ考究

ヲ重ネ茲ニ本報告ヲ以テ其ノ提案ヲ公ニスルコト、ナレリ

一、財政整理ノ第一要義ニシテ、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

カラス斯ル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ軍勢擴張ノ爲ト
農民ヲ利ヲ囑メナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

本會ハ豫テヨリ吾財界ニ善處スルノ万策トシテ國庫歲計本ニ一大節
 約ヲ行フノ必要ヲ認メ將ニ具體案ヲ發表セントスルニ當リ今回ノ大
 震火災ニ際會シタリ斯ノ慘禍ニ基ク經濟上ノ大損害ニ對スル復興方
 法トシテ講究ヲ安スル問題多キ中ニ於テ特ニ重視セラル、復興資源
 ハ主トシテ一般國費ノ節減ニ待ツヘキモノナルヲ信スルカ故ニ本會
 ノ主張ハ事變ニヨリ更ニ一般ノ緊切ヲ加ヘタルヲ感知ス因テ茲ニ政
 費節約ニ關スル提議ヲ爲シ之カ實行方法トシテ國庫會計ノ收支ヲ統
 一シ歲計豫算ノ編成ヲ更正完備シ行政各部經費支拂ノ監督ヲ嚴ニス
 ル等財政組織ニ根本的革正ヲ加フルト同時ニ政府ノ經營スル各種事

財政組織及政府事業整理万案
 本會ハ豫テヨリ吾財界ニ善處スルノ万策トシテ國庫歲計本ニ一大節
 約ヲ行フノ必要ヲ認メ將ニ具體案ヲ發表セントスルニ當リ今回ノ大
 震火災ニ際會シタリ斯ノ慘禍ニ基ク經濟上ノ大損害ニ對スル復興方
 法トシテ講究ヲ安スル問題多キ中ニ於テ特ニ重視セラル、復興資源
 ハ主トシテ一般國費ノ節減ニ待ツヘキモノナルヲ信スルカ故ニ本會
 ノ主張ハ事變ニヨリ更ニ一般ノ緊切ヲ加ヘタルヲ感知ス因テ茲ニ政
 費節約ニ關スル提議ヲ爲シ之カ實行方法トシテ國庫會計ノ收支ヲ統
 一シ歲計豫算ノ編成ヲ更正完備シ行政各部經費支拂ノ監督ヲ嚴ニス
 ル等財政組織ニ根本的革正ヲ加フルト同時ニ政府ノ經營スル各種事

カラス斯ル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ慣習擴張ノ爲ト
 農民ヲ利ヲ隔トネキリナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

ニ當テニ領マシテ實額ノ對シテ是レ當局者ノ老練ト誠意トヲ表識スルノミナラ
ス其ノ財政計畫ノ堅實ヲ證明スルモノナリ所謂堅實ナル財政トハ
民衆ノ信賴シテ其ノ收支ヲ委任スルモノナラサルヘカラス換言ス
レハ歳出ニ冗漫ナク歳入ニ過剩ナキモノナラサルヘカラス蓋シ一
國ノ歲計ハ個人ノ會計ト趣テ異ニシ出テ計リテ入テ制スルモノナ
ルカ故ニ無用ノ經費ト收税ノ誅求ハ力メテ之ヲ避ケサルヘカラス

サルヲ以テ財政ノ妙諦ト爲シ當務者ノ技能ト爲ス固ヨリ豫算ノ事
ナレハ實額ニ對シ多少ノ相違ハ免レサルモ諸種ノ基礎材料ニ據リ
嚴重ナル考査ヲ遂クル時ハ實額ト大差ナキ數字ヲ豫算ニ計上スル
コト必スシモ難事ニアラス英國ノ豫算ハ此ノ點ニ關シ特ニ推稱ニ
値スルモノニシテ是レ當局者ノ老練ト誠意トヲ表識スルノミナラ
ス其ノ財政計畫ノ堅實ヲ證明スルモノナリ所謂堅實ナル財政トハ
民衆ノ信賴シテ其ノ收支ヲ委任スルモノナラサルヘカラス換言ス
レハ歳出ニ冗漫ナク歳入ニ過剩ナキモノナラサルヘカラス蓋シ一
國ノ歲計ハ個人ノ會計ト趣テ異ニシ出テ計リテ入テ制スルモノナ
ルカ故ニ無用ノ經費ト收税ノ誅求ハ力メテ之ヲ避ケサルヘカラス

カラス斯ル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ黨勢擴張ノ爲ト
農民ヲ利ヲ歸メナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

ノ除長を却てナリトハ皇室費ニハ皇室費ハ専ハ故ハ昔
ハロイ意欲並ニ會情悉ハ歸本藩イハ悉ハニ意欲ハ之ニ據ルニ
ハ勝由一國家ノ意欲人ハ我手親長ニ以テ帝國議會ハ謝費モ受ス
テロイハ我手親長ニ以テ帝國議會ハ謝費モ受ス
ニ對中強ニ願スハ費用ニ據ルニ親長ノ謝費モ亦ハ人親長モ親五ノハ
皇室費ノ謝費手親長ニ謝費ニ據由ニテ審議モ亦ハ人親長モ親五ノハ
ニ意欲人ハ我手親長ニ謝費モ受スハ我手親長ニ謝費モ受ス
セハモ親長ニ謝費モ受スハ我手親長ニ謝費モ受ス
謝費モ亦ハ我手親長ニ謝費モ受スハ我手親長ニ謝費モ受ス
ハロイハ我手親長ニ謝費モ受スハ我手親長ニ謝費モ受ス

キ繼續費ハ特別ノ須安ニ因リ豫メ年限ヲ定メ協贊ヲ求ムルコトヲ
得ルモノニシテ是レ萬止ムテ得サル場合ニ限り施行スルノ義ニ外
ナラサレハ勉メテ其ノ適用ヲ局限シ繼續的事業ノ性質ヲ有スル費
用ト雖モ毎年議會ニ協贊ヲ求ムルヲ以テ立憲政治家ノ履ムヘキ正
道トス蓋シ國家ハ活物ニシテ其ノ經濟狀態ハ變動常ナキカ故ニ何
人モ本年ヲ以テ明年ヲ測リ難シ況ヤ明後年明後後年ニ於テテヤ是
ヲ以テ一ノ事業ニ對シテ年度割ヲ定メ豫メ之カ支出ヲ確約スルカ
如キハ決シテ安全ナル方策ニアラス歐洲憲政諸國ニ在テハ繼續事
業費ト雖モ年々議會ノ協贊ニ待ツ所以ノモノ職トシテ之ニ由レリ
然ルニ我國豫算ノ實際ヲ觀ルニ後年度以後ニ亘ル經費ハ概ネ繼續

カラス斯ル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ軍勢擴張ノ爲ト
農民ノ利ヲ論ハネキリナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

平均入財入財及平均入財出ニ充當スルニ補ヤス具ニ會指送ニ
(理由) 國家ノ會指ハ一平均天照ニ對テ其濟ニ對テ要イニ當
四國車庫給金ハ歸テ公債餘味ニ充當スルコトニ對テ其濟ニ對テ要イニ當
其ハ少キハ少補スヘシ
テ之ニ對テ其濟ニ對テ要イニ當
三四國車庫ニ對テ其濟ニ對テ要イニ當
ヘシ其令ノ第一類給金六百萬圓第二類給金八百萬圓ハ歸納莫十
以テ其濟ニ對テ要イニ當
嚴ク其令ノ第一類給金六百萬圓第二類給金八百萬圓ハ歸納莫十
以テ其濟ニ對テ要イニ當
嚴ク其令ノ第一類給金六百萬圓第二類給金八百萬圓ハ歸納莫十

毎會計年度ニ於テ政府ノ經費ニ充ツル所ノ定額ハ其ノ年度ノ歳入
ヲ以テ之ヲ支辨スヘシトノ規定アル所以ナリ蓋シ當年度ノ歳入剩
餘ヲ以テ後年度ノ歳出ニ充ツルハ後年度ノ歳入ヲ引當テ當年
度ノ歳出ヲ支辨スルト其ノ不條理同一ニシテ會計ノ根本亂レ財政
ノ基礎動搖スルノ基ナリ然レトモ豫算ト實際ノ收支トハ必スシモ
合致セサルカ故ニ節約ニ因ル收費ノ減縮又ハ豫期以上ノ税額増加
等ニヨリ歳入歳出ヲ超過シ從テ國庫ニ剩餘ヲ生スルトキハ國民負
擔ノ輕減ニ資スヘキコトハ數ノ明ナル所ナレハ宜シク之ヲ以テ公
債ヲ銷却スルノ方針ヲ確立スヘシ英國ニ於テハ之ヲ以テ財政計畫
ノ常規トシ苟クモ國庫ニ剩餘アラハ必ス之ヲ公債銷却ニ充當スル

カラススル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ債務擴張ノ爲ト
農民ニ利ヲ歸ナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

ノ當賦イハテ其ノ中國車ニ陳納テモハ必ス之ニ公同論味ニ充當スル
可ニ論味スルハ其檢ニ立スヘシ英國ニ就テハ之ニ以テ其檢情畫
四斷ノ理爲ニ資スヘシコトハ其ノ理ナリ也其ノ理ナリハ宜シク之ニ以テ公
等ニ目ニ意入意出ニ陳納シ其ノ中車ニ陳納テ主スルハイナハ國別負
合運サセハ其檢ニ論味ニ其ノ理ナリ也其ノ理ナリハ宜シク之ニ以テ公
ノ基點論味スルハ其檢ナリ然レドモ其ノ理ナリハ宜シク之ニ以テ公
更ノ意出ニ支拂スルハ其ノ不利點同一ニシテ其檢情畫
論ニ以テ其檢平更ノ意出ニ充當スルハ其檢平更ノ意入ニ充當テ其檢平
更ノ意出ニ支拂スルハ其ノ不利點同一ニシテ其檢情畫
更ノ意出ニ支拂スルハ其ノ不利點同一ニシテ其檢情畫

論會情平更ニ充當テ其檢平更ノ意入ニ充當テ其檢平更ノ意入

コトハ何レノ内閣ニ於テモ一定不變ノ原則トシテ堅ク之ヲ遵奉ス
然ルニ我國ノ既往ニ徴スルニ政府當局ニ於テ嘗テ此ノ主義ヲ聲明
五シタルコトアルモ單ニ一時ニ過キス公債ハ逐年増加スルト共ニ多
額ノ剩餘金亦年々持越サレ之ヲ以テ繼續事業ノ財源ニ充ツルカ又
ハ其算超過若クハ其算外支出ノ費途ニ供スル等不條理ノ行動ヲ敢
テ其ノ願ニス前項ニ陳ヘタル責任支出ノ弊害ノ如キ畢竟使途ノ定
マラサル剩餘金ヲ有スルカ爲ニ濫用ノ機會ヲ與フルモノト謂フヘ
シ凡ソ一國ノ財政ハ個人ノ經濟ト異リ資金不足ナレハ何時ニテモ
國民ニ訴ヘテ之ヲ徵收スルヲ得ルカ故ニ毫末モ餘資ヲ抱クヲ要セ
ス會計法ニ於テ各官廳ノ資金保有ヲ禁スルモ亦此ノ精神ニ外ナラ

カラス斯ル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ其勢擴張ノ爲ト
農民ニ利ヲ歸ハスナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

算ニ列セハ一歳ニ即ニ國々議會ノ預算ニ要スルニ列シ鐵道省ノ會
ニ基キキモ良ク附ヘハ事務ノ費目ノ限キ各管又其ノ範圍官廳ノ
ハ一歳會議ニ關スル官廳ノ事務會議ニ關スル官廳ノ間ニ列セ
ルニ列シテ自由ニ算出シ得ルハ限キロイマレ出ノ不齊一
マレ算中ニ列セハ會指ノ出費ニ繼リ出ノ費目ノ算出算出ノ算
目ニ列セ申ノ官廳ニ列セハ限ニ關シテ官廳ニ列セハ目ニ關スル子
(理由) 英令付各管ノ經費ノ算出目ハ總本一ニ列キ同一ノ費
正付各管ノ經費ノ算出目マレ一ニ其ノ算出マレ五ニ算出ロイ
關付ノ算出目主算スル限ニ列セハ限ニ關シテ算出ノ算出

計ニテハ建設費、改良費、工作費ノ如キ大科目ヲ項トシ俸給ハ其
ノ以下ノ小費目トシテ國民ニ知ラシムルコトヲ力故ニ鐵道省ハ
勝手ニ俸給算ヲ増減シ得テ而モ法規ニ違反セスト云フカ如キ缺
陥アリ又各官廳ニ於テモ款項ノ定額ハ憲法會計法ニ據リ彼此流用
スルヲ禁スルモ目以下ノ費途ニ付テハ各目節ノ金額ヲ流用スルコ
ト官廳ノ自由ニ任セアルニ乘シ盛ニ流用ニ付テ算ノ定額ヲ年度
内ニ消費盡スノ弊風アリ此ノ弊ハ旅費ノ費途ニ關シテ殊ニ甚シク
年度内ニ旅費ノ定額ヲ費消シ盡スノミナラス他目ノ殘額ヲモ之ニ
流用シ必要ナキニ種種ノ口實ヲ設ケテ所屬官吏ヲ内外ニ派遣スル
カ如キコト殆ント公然ノ秘密ナル有様ナリ此ノ流用ノ濫行ヲ防止

カラス斯ル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ豫勢擴張ノ爲ト
農民ニ利ヲ降メナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

會情ノ趨置ヲ擇ムルハ其ノ要也且テ特セシ組合ニ關シテハ
イニ一ツリテ二六ナク本義トシテ其ノ意ヲ得ルニ非ズ
ニ綜合統一シテ一國イテハ其ノ利益ヲ保シテ其ノ利益
ノ要也(國家ノ會情ハ其ノ利益ヲ保シテ其ノ利益
トシテ其ノ利益ヲ保シテ其ノ利益ヲ保シテ其ノ利益
ニ其ノ利益ヲ保シテ其ノ利益ヲ保シテ其ノ利益ヲ保シテ
六得此會情ハ一國會情ニ歸一スルハ其ノ利益ヲ保シテ
ニ其ノ利益ヲ保シテ其ノ利益ヲ保シテ其ノ利益ヲ保シテ
ト明ニシテ濫ニ適用スヘキモノニアラス歐洲諸國ニ於テモ嘗テ幾
多ノ特別會計ヲ設ケタル時代アリシモ財政智識ノ進歩ニ從ヒ其ノ
弊害ヲ感知シ爾來努メテ歲入歲出ノ統合ヲ圖リ今日二三例例外ヲ
除キテハ之ヲ存置スルモノアルヲ見ス我會計法ハ先進國ノ學理經
驗ヲ基トシ會計唯一不可分ノ精神ヲ採用セルニ拘ラス行政ノ實際
ニ於テハ法規ノ例外條項ヲ稍トシテ各種ノ特別會計ヲ起シ現在ニ
於テハ實ニ三十七個ノ多キニ及ヒ一般會計豫算ノ年度額十三四億
ナルニ對シ特別會計豫算十五六億圓ヲ計上シ特別例外カ却テ本則
ニ超過スルノ奇觀ヲ呈セリ其ノ結果會計ノ混亂ヲ來シテ之カ經理
ヲ困難ニ導キ又會計ノ分立セル爲ニ部分的ノ利益ヲノミ圖リテ他

ト明ニシテ濫ニ適用スヘキモノニアラス歐洲諸國ニ於テモ嘗テ幾
多ノ特別會計ヲ設ケタル時代アリシモ財政智識ノ進歩ニ從ヒ其ノ
弊害ヲ感知シ爾來努メテ歲入歲出ノ統合ヲ圖リ今日二三例例外ヲ
除キテハ之ヲ存置スルモノアルヲ見ス我會計法ハ先進國ノ學理經
驗ヲ基トシ會計唯一不可分ノ精神ヲ採用セルニ拘ラス行政ノ實際
ニ於テハ法規ノ例外條項ヲ稍トシテ各種ノ特別會計ヲ起シ現在ニ
於テハ實ニ三十七個ノ多キニ及ヒ一般會計豫算ノ年度額十三四億
ナルニ對シ特別會計豫算十五六億圓ヲ計上シ特別例外カ却テ本則
ニ超過スルノ奇觀ヲ呈セリ其ノ結果會計ノ混亂ヲ來シテ之カ經理
ヲ困難ニ導キ又會計ノ分立セル爲ニ部分的ノ利益ヲノミ圖リテ他

カラス斯ル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ黨勢擴張ノ爲ト
農民ヲ利ヲ歸ノナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

（理由）前項ニ陳ヘタル如ク現時ノ特別會計ハ總テ一般會計ニ整
理統一スルノ方針ナルモ現在預金部ノ管理ニ屬スル郵便爲替金・
郵便貯金・郵便取立金等ハ普通ノ歳入金ト其ノ性質ヲ異ニシ一般
會計ニ編入スルヲ得ス即チ是等ハ個人ノ寄託金ニシテ銀行預金ト
同一ノ性質ニ屬スルモノナレハ自ラ別個ノ取扱ヲナサ、ルヘカラ
ス現今前記ノ郵便事務所屬ノ諸預金ハ大藏大臣ノ管理ノ下ニ在リ
テ其ノ一局ニ屬スル所謂預金部ヲシテ之カ保管利殖ノ事ニ任セシ
メ實際ノ取扱ハ日本銀行ヲシテ之ヲ爲サシム此ノ外教育基金・軍

セ現在預金部ノ管理ニ屬スル資金及官營保險ノ資金等ヲ總括シ之ヲ
處理セシムル爲特別ノ機關ヲ設クルコト
（理由）前項ニ陳ヘタル如ク現時ノ特別會計ハ總テ一般會計ニ整
理統一スルノ方針ナルモ現在預金部ノ管理ニ屬スル郵便爲替金・
郵便貯金・郵便取立金等ハ普通ノ歳入金ト其ノ性質ヲ異ニシ一般
會計ニ編入スルヲ得ス即チ是等ハ個人ノ寄託金ニシテ銀行預金ト
同一ノ性質ニ屬スルモノナレハ自ラ別個ノ取扱ヲナサ、ルヘカラ
ス現今前記ノ郵便事務所屬ノ諸預金ハ大藏大臣ノ管理ノ下ニ在リ
テ其ノ一局ニ屬スル所謂預金部ヲシテ之カ保管利殖ノ事ニ任セシ
メ實際ノ取扱ハ日本銀行ヲシテ之ヲ爲サシム此ノ外教育基金・軍

カラススル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ黨勢擴張ノ爲ト
農民ヲ利ヲ略トスナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

又實業ノ振興ハ日本銀行マシマシニ爲セシムル也ハ於教育基金・軍
ヲ其ハ一領ニ爲スル所請願金指マシマシニ於對管條條ノ事ニ付
又現今諸國ノ海軍事務既風ノ諸國金ハ大類大亞ノ管照ノ下ニ其
同一ノ封費ニ爲スルモノナリハ自ニ取置ノ軍艦マシマシハ
會指ニ歸入スルモノナリハ自ニ取置ノ軍艦マシマシハ
海軍預金・海軍軍立金等ハ管照ノ意入金イ其ノ封費マ異ニシ一
照錄一スルハ式檢マシマシ海軍預金指ノ管照ニ爲スル海軍預金
（理由）同更ニ照マシマシ取置ノ海軍會指ハ聯マシ一連會指ニ
照照マシマシ取置ノ海軍會指ハ聯マシ一連會指ニ
中興預金指ノ管照ニ爲スル資金及官營財制ノ資金等ハ聯マシマシ

艦水雷艇補充基金・帝國大學・學校及圖書館・朝鮮醫院及濟生院
等ノ資金ニ屬スル現金モ亦預金部ニ寄託利殖ス元來郵便貯金ノ如
キ一般人民ノ莫大ナル寄託金ヲ一官衙ノ行政官ニ委シ其ノ判斷ノ
下ニ之ヲ保管利殖セシムルハ決シテ安全ナル方法ニアラス縱令ヒ
之ヲ惡用スルノ弊ナシトスルモ之カ運用ヲ過ルノ虞アリ宜ク之ヲ
別個ノ權威アル機關ニ委ネ金融業ニ堪能ニシテ人格高潔ナルモノ
ヲ撰擇シテ之カ局ニ當ラシムヘク且受託金ノ狀況運用ノ方法其他
ノ事項ヲ時々明細ニ報告スルノ義務アラシムヘキナリ簡易生命保
險ニ對シテハ現ニ資金運用委員ノ任命アリテ此ノ點ニ於テハ稍郵
便預金ニ優レルモ本資金及將來實行セララルヘキ勞働養老保險事務

カラススル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ黨勢擴張ノ爲ト
農民ノ利ヲ略スナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

ハ、對其編譯ノ編成ニ付スルハ、シテマス谷省強費ノ支拂ニ關シテ
(理由)大藏大臣ハ國憲ノ預備並ニ憲入憲出ニ關スル懸賞並ニ
強費ニ關シテシムルコト

ハ谷省ハ主要官職ニ大藏大臣直屬ノ會信強費官ヲ當選シ其ノ官職ノ
婚貯金庫遊藝關ニシテ省管ヲ指スルハ、式檢ヲ取ルハ

ハ、其ノ職ノ其ノ職人ノ資格ニ如ク答ハ資金限亦亦不測ノ土
ラシムルコトハ、全指公費費味ニ取テ、國兵ニ要スルハ、
軍費本費補給基金、帝國大學補學費資金等ノ内國庫ヨリ支出ス

ハ、其ノ職ノ其ノ職人ノ資格ニ如ク答ハ資金限亦亦不測ノ土
ラシムルコトハ、全指公費費味ニ取テ、國兵ニ要スルハ、
軍費本費補給基金、帝國大學補學費資金等ノ内國庫ヨリ支出ス

モ當然ノ力監督ノ責ヲ帶ヒサルヘカラス然ルニ實際大藏大臣ハ豫
算調製ノ際ニハ他ノ各省大臣ト折衝ヲ重ネ相當職責ヲ盡スヲ認ム
ルモ一旦豫算決定シタル上ハ其ノ心血ヲ濫キタル豫算力如何ニ實
行セラル、トモ如何ニ消費セラル、トモ殆ト痛痒ヲ感セサルモノ
、如シ値シ最近ニ至リ聊改善スル所アリテ會計規則ニ據リ或ル費
途ニ付テハ大藏大臣ノ承認ヲ得ヘキ旨ノ勅令發布ヲ見タルモ猶甚
タ不徹底ノ憾アリ常時各省ノ經費支拂ヲ注視シ嚴密ナル監督ヲ加
フルニアラスンハ首尾貫徹シテ其ノ職責ヲ全ウスルモノニアラス
英國ニ於テハ大藏大臣直屬ノ會計官ヲ各省ニ存置シ所管各省大臣
配下ノ一員タラシムルモ其ノ要求經費ニ關シ意見アル時ハ隨意ニ

カラス斯ル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ豫算擴張ノ爲ト
業民ニ利ヲ歸ナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

(乙) 政府事業ノ緊縮又ハ整理ノ爲ニ差當リ實行スヘキモノ

一、公債支辨事業ハ當分打切ルコト

(理由) 我財政年ヲ逐テ安固ヲ缺キ整理緊縮ヲ要スルモノ多キ中ニモ永久及臨時公債ノ激增ハ大正本年以來甚シキヲ加ヘ其ノ金額ノ増加ト共ニ利率益昂騰シテ底止ナル所ヲ知ラズ金融市場ニ惡影響ヲ及ホスコト大ナリ近年當局者ハ其ノ就任ノ初ニ於テ公債政策打切ヲ聲明スルモ事實ニ之ヲ勵行スルヲ得ス僅ニ増加ノ趨勢ヲ緩クスルニ止マレ借金政策ニハ何等ノ變化ヲ示サス而モ公債ニ困テ支辨セラレト事業ノ殆ト全部ハ緊喫ヲ要セサルモノニ屬シ財界ノ利益ヲ犧牲ニ供シテマテ着手スヘキモノハ一モ之レアルヲ見ス租税ニ基ク增收ノ絶望ヲ公債ニ因テ補濟セントスルハ永遠ニ國民ノ負擔ヲ増加スルモノニシテ經濟界ヲ壓迫スルト同時ニ政府當局者ノ緊張味ヲ薄弱ニシ財政ノ安固ヲ沮害スルコト疑ヲ容レヌ故ニ本會ハ豫テ公債支辨事業ノ打切ヲ以テ時弊救治策中ノ重要ナルモノト認メシガ今次ノ震災ニ基ク財界ノ損害ヲ補濟スル爲ニ愈々其ノ痛切ヲ感スルニ至レリ今官民學才復興ノ方策ヲ考究シテアルニ當リ政府所屬ノ復舊費ノ一部ヲ公債借入金ニ待ツヘキヤ否ヤモ財界ノ現狀ニ照シ慎重ニ考慮スヘキ問題ニシテ本會ハ斷乎トシテ從來ノ公債政策ヲ拋棄シ財政ヲ根本ヨリ立直シ國民經濟ノ安定ヲ圖ラントヲ希求シテ止マヌ

二、鐵道新設工事ハ當分見合ハスコト

(理由) 本項ノ前項並ニ運輸交通政策ニ關聯スル問題ナリ政府ハ天然ノ資源ヲ開發シ地方産業ヲ振興スル必要アリトノ理由ノ下ニ曩ニ十年計畫ナルモノヲ定メテ新設工事ニ着手シ四十六議會ニ所謂鐵道網完成ノ爲ニ二十八本ノ新線計畫ヲ定メ大正二十二年度迄ニ六億七千六百萬圓ノ鐵道建設費ヲ支出シ公債ニ因テ之ヲ支辨セントス然ルニ右計畫ニ屬スル新線ハ主トシテ農村ニシテ物資住民猶稀少ノ地ニ敷設セントスルモノ多ク山間僻地工事極メテ困難ノ地域ヲ經過スルモノモ少カラス斯ル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ黨勢擴張ノ爲トシテ農民ヲ利ヲ略スナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

シ蒸汽列車ニ代フルニ自動車ヲ以テスルコト採算上便益上共ニ有利ナラサルヤ否ヤノ點モ亦慎重考慮スヘキ問題ニシテ
急速ニ斷シ去ルヲ許サス假ニ二十歩ヲ講^ス鐵道普及ノ要アリトスルモ我邦^ノ度財政ノ狀態ヲ參酌セサルヘカラズ前項^ノ
陳^ノタル如ク從來ノ借金政策キテハ財政ノ命脈ヲ維持シ親^ク一般財界ノ困憊亦輕カラサルヲ以テ今日ハ退テ紛糾セル財
政ヲ整理シ國力ヲ養成シテ然ル後徐ニ之カ計ヲ爲スモ未タ晩シトセス仍^ハ本會^ノ鐵道新設ヲ中止スルノ可ナルヲ認^ス縱
令ヒ已ニ協賛ヲ經タルモノト雖モ時勢ニ鑑ミ斷乎タル處置ヲ取ルノ適當ナルヲ信ス

三、電話ノ私設經營ヲ許スコト

(理由) 電話ノ需要ハ近來著シキ増加ヲ來シ都會ハ勿論寒村僻地ニ至ル迄年ト共ニ其ノ要求ノ聲ヲ大ニセリ電話カ産業ノ
進展思想ノ開發ニ必要ナルハ言ヲ待タサル所ナレハ之カ^{私設}私設ニ付テハ百方手段ヲ講シ速ニ其普及ヲ圖ルヘキナリ然ルニ
我邦ニテハ電話ノ^{私設}私設^ノ私人ノ經營ヲ許サ^ルルヲ以テ電話機關ノ擴張通達ニシテ國民ノ期待ニ副ハサルコト
甚ク^シ十年前ニ申込ミタル電話今尙ホ架設ヲ見サル程ノ有様ニシテ之ヲ朝ニ申込ミ夕ニ架設セラル、米國等ト比較ス
レハ管ニ雲泥ノ差ノミニアラス從テ電話ノ權利ニ價格ヲ生^シ十個ノ權利ニ數千圓ヲ投^スルカ如キ奇觀ヲ現出スルコト亦
世界ニ類ナキ所トス當局者ハ電話擴張ノ爲ニ^{甚大ナル}費用ヲ要スルコトヲ說クモ其ノ^{私設}私設方法ニ於テモ簡便ナルモノ
アリ殊ニ村落ニ在リテハ米國ニ於ケル如キ輕便電話ヲ架設スレハ可ナルトク其他低廉ニシテ而モ優良ナル外國製電話機
ノ輸入ト自動交換機ノ應用等^トヨリ新設費及經常費ニモ著シク節約ヲ爲スヲ得^{ヘシ}要スル^ニ電話機關ヲ以テ政府ノ獨占
トスルカ^{自由競争ニ基ク}發達ヲ沮止シ其ノ架設能率及經營方法ニ改善ヲ加フルコト之レナキノミナラス他ノ通信事
務トノ均衡上擴張ヲ牽制セラル^ルノ狀態ニ在リテ文化ノ進運、商工ノ振興ニ至大ノ障礙ヲ來セリ之カ對策トシテ速ニ管^ヲ
營方針ヲ廢シテ私營ヲ認許セ^ハ猶以テ時ニ及フヘキナリ萬一私人ノ經營ヲ以テ弊害ヲ生シ易シト思惟セ^ハ少ク^トモ之ヲ
公共團體ニ許シ目下ノ緊急需用ヲ充スト^シ若シ夫レ國防上官營ヲ必要ト^スト去^リ至^リテ取^ルニ足ラサル愚論ニシテ
事^ニ際^シ民間私營ノ電話ヲ一時國家ニ徵發スルカ如キ^ハ固^キヨリ易々タル^トモ

十年度身法(配)七五、八五六〇〇円

經濟政實會第一回總會ノ決議ニ依リ稅制改正ニ關スル研究ヲナス爲メ特
別委員ヲ設ケテ調査中ノ所同委員會ハ先ツ直接國稅中ノ所得稅地租營業
稅ノ三稅ニ就キ審議ノ結果左ノ改正案ヲ可決セリ。

稅制改正原案

現行直接國稅ノ體系ヲ改メ一般所得稅ヲ中樞トシ之カ補完稅トシテ財產
稅ヲ新設スルノ利弊ニ就キテハ研究ノ餘地アリ從ツテ地租及營業稅ヲ地
方ニ委讓スルコトハ現情ニ於テ困難ナリト認ム仍テ現行稅制ノ根本組織
ニ對シ急激ナル變更ヲナスコトヲ避ケ一般ニ負擔輕減ノ趣旨ニ基キ現行
法ニ適當ナル改正ヲ加ヘ以テ其弊害缺點ヲ緩和除安スルコトヲ期ス。

(一) 所得稅

一、第三種所得ニ綜合セル法人ノ配當ヲ第二種所得ニ移スコト

二、國債ノ利子ニモ課稅スルコト

三、貯蓄預金以外ノ銀行預金利子及信託預金利子ニハ總テ第二種所得稅ヲ

課スルコト

四、社債及預金利子ニ對スル稅率ヲ公債ノ利子同様百分ノ四ニ引下ルコト

一、配當ノ利子ニ對シテ
二、地租ノ利子ニ對シテ
三、信託預金ノ利子ニ對シテ
四、銀行預金ノ利子ニ對シテ
五、社債ノ利子ニ對シテ
六、國債ノ利子ニ對シテ

全農林總務課	一二六六三三六五
全農林總務課	三八三三六八七
全農林總務課	三四四二六二六
全農林總務課	六廿六五一一八七
全農林總務課	二一四五四四〇
市廳	八廿五一一一四
全農林總務課	二六〇四廿四二五
全農林總務課	八一二三三三二
全農林總務課	八四二〇四六三
全農林總務課	八〇二二三〇二三
全農林總務課	廿三六八五三二五

附 照

議案
 經濟研究會委員會、總會、意見ニ基キ地租改正ニ就キ再調査ヲ爲シ大正十一年十一月二十日左右記改正案ヲ可決シタルヲ以テ之ヲ總會ノ審議ニ付ス

地租改正案

一定ノ地價ヲ標準トスル現行地租ハ屈伸力ヲ欲キ財源トシテ不適當ナルノミナラス甚タ不公平ナル負擔ヲ課スルノ弊アルヲ以テ之カ改正ハ最モ急務ニ屬シ租税ノ原則ヨリ云フモ各國ノ經驗ニ徴スルモ地租ヲ國税トシテ存置スルハ不適當ニシテ一方地方財政ノ窮狀ヲ救フ

「徴税年度中左ノ使用目的ヲ以テ爲サレタ
 「寄附又ハ贈與

徴税年度中左ノ使用目的ヲ以テ爲サレタ
 寄附又ハ贈與

戸數割及之ニ代ルヘキ性質ノ家屋税ハ全
 廢スルコト
 五、現在ノ府縣地租附加税ヲ限度トシテ市町
 村ヨリ府縣費ヲ納附スルコト
 六、地方税ノ賦課方法并ニ税率ノ決定ニ關シ正
 確公平ヲ期スルタメ適當ナル法律ヲ制定
 スルコト
 尚ホ小數意見トシテ左記別案出テタルヲ以テ
 参考トシテ附記ス
 地租改正案
 一、現行地租ノ標準タル地價ハ時價ニ比シ大ナ
 ル懸隔アルノミナラス納税者間ニ於ケル不

家屋税ノ削減トシテ
 地方のゆとりを
 増進スルニ
 努ムルコト
 家屋税及同附加税 27,007,772
 地租附加税 213,277,899
 合計 240,285,671
 昭和十一年度地租収入 74,130,515
 地租附加税 117,601,141
 合計 191,731,656
 一、地租ハ市町村ニ委譲スルコト
 二、地租ノ最高制限ヲ設ケ現在ノ國稅并ニ附
 加税ヲ合算シタルモノ以上ニ稅額ヲ超過
 セシメサルコト
 三、地租ハ土地ノ賃貸價格ヲ標準トシテ稅率
 ヲ定ムルコト
 四、地租ヲ市町村稅ニ委譲スルト共ニ現行ノ
 一、地租ハ市町村ニ委譲スルコト
 二、地租ノ最高制限ヲ設ケ現在ノ國稅并ニ附
 加税ヲ合算シタルモノ以上ニ稅額ヲ超過
 セシメサルコト
 三、地租ハ土地ノ賃貸價格ヲ標準トシテ稅率
 ヲ定ムルコト
 四、地租ヲ市町村稅ニ委譲スルト共ニ現行ノ

タノニモ速ニ之ヲ地方ニ委譲スルノ必要ナル
 ヲ認ム而シテ之ニ伴フ國庫財源ノ不足ヲ補フ
 夕ノニハ別ニ適當ナル新稅ヲ考案スルコト然
 レトモ我國多年ノ沿革ヲ依ニ要革シ此大事業
 ヲ實行スルニ就テハ特ニ慎重ノ考慮ヲ要ス
 一、地租ハ市町村ニ委譲スルコト
 二、地租ノ最高制限ヲ設ケ現在ノ國稅并ニ附
 加税ヲ合算シタルモノ以上ニ稅額ヲ超過
 セシメサルコト
 三、地租ハ土地ノ賃貸價格ヲ標準トシテ稅率
 ヲ定ムルコト
 四、地租ヲ市町村稅ニ委譲スルト共ニ現行ノ

公平甚シキヲ以テ此際適當ナル修正ヲ施ス
 コト
 二、修正ヨリ生ズル激変ヲ避クル爲ニ大ナル修
 正ヲ要スルモノト雖モ現行法定地價ノ十倍
 ヲ以テ限度トスルコト
 三、田畑山林原野宅地ノ所有者ニシテ一府縣ニ
 於ケル所有地價五百圓ニ滿タサルモノハ地
 租ヲ免除スルコト
 四、地價修正ト第三項ノ免税地ヲ除外シタル結
 果ヲ基準トシテ税率ヲ改定シ現收入ノ半減
 トナルヘキ程度ニ於テ税率ヲ定ムルコト
 五、税率ハ現行ノ差別ヲ撤廢シ總テ、有租地ニ
 對シ同ハ率ノ税ヲ課スルコト

税制整理案

經濟攻究會

一、所得稅ハ之ヲ輕減シ且不正ヲ修正理スルコト

- 甲、第三種所得ニ綜合セル株式配當金ヲ第二種所得ニ移シ其税率ヲ百分ノ三トスルコト
- 乙、第二種所得ナル公債社債利子、預金利子ノ税率ヲ均等ニ百分ノ三トスルコト
- 丙、貯蓄預金以外ノ銀行預金利子及信託預金利子ヲ第二種所得ニ移シ當座預金利子ハ免税トスルコト
- 丁、國債利子ニ課稅シ税率ヲ百分ノ三トスルコト
- 戊、法人ノ總益金中第二種ノ所得アルトキハ之ヲ總所得ヨリ除算スルコト
- 己、
 - A、法定積立金、社員恩給基金、退職手當基金、其他
 之二類スル積立金 百分ノ三
 - B、其他ノ積立金 百分ノ五

「徵稅年度中左ノ使用目的ヲ以テ爲サレタ
 ル寄附又ハ贈與

庚 壬 辛

但所得稅法第二十條第二項ノ留保所得ニ對スル累進稅率ハ其事業年度ニ於ケル留保所得中ノBニノミ之ヲ適用スルコト
第三種所得中ヨリ負債ノ利子ヲ控除スルコト但シ納稅者ハ成規ノ證明書ヲ添付シテ申告スルヲ要スルコト
第三種所得中ヨリ所得稅以外ノ公課一切ヲ控除スルコト但公課ハ前年度ノ金額ニ據ルコト
第三種所得ノ免稅點ヲ引上ケ千五百圓未満トスルコト

二、地租ハ之ヲ市町村ニ委讓スルコト

甲、現行國稅地租ヲ地方ニ委讓シ市町村稅トスルコト

乙、地租ハ土地ノ賃賃價格ヲ標準トシテ稅率ヲ定ムルコト

丙、市町村ハ其管轄内ニ於ケル田畑所有者ニ對シ賃賃價格年額百圓ヲ下ラサル限度ニ於テ免稅點ヲ設クルコト

三、營業稅ハ之ヲ全廢スルコト

營業稅ハ苛斂誅求ヲ極メ負擔ノ正確公平ヲ失シ營業ノ存立ヲ危クシ產業ノ發達ヲ阻害スル惡稅ナルヲ以テ斷然之ヲ廢止スルヲ要ス

酒造稅、酒精及酒精含有飲料稅并ニ麥酒稅ニ於テ總額ニ割方引上ク

ル程度ノ增稅ヲ為スコト
五、新設スヘキ國稅

甲、日本銀行收益稅 現行日本銀行兌換券發行稅ヲ廢止シ之ニ代フルニ收益稅ヲ以テスルコト

乙、法人稅 商行為ヲ營ム法人ノ拂込資本金各種積立金、繰越金、未配當利益金ノ合計額が一年平均五萬圓ヲ超過スルモノニ對シ右合計金額一千圓ニ對シ三四ノ割合ヲ以テ法人稅ヲ徵收スルコト

丙、消費稅 左記物品ノ製造者、生産者、輸入者ニ依テ販賣セラル、物品ハ其ノ賣價ニ對シ各左記ノ率ニ相當スル消費稅ヲ徵收スベシ

A 絹物ハ其ノ材料ノ純粋絹絲タルト人造絹絲タルトヲ問ハス賣價ノ二割、綿絲又ハ毛絲ヲ交フルモノハ一割五分

B 化粧品ハ賣價ノ二割(香料ヲ用ヒサル石鹼ハ化粧品ト看做サズ)

C 清涼飲料水ハ賣價ノ五分
D 自動車稅 自動車及自働自轉車ハ其ノ所有者ニ對シ

可徵稅年度中左ノ使用目的ヲ以テ為サレタ

寄附又ハ贈與

自家用...
 營業用...
 入場料...
 業物...
 十銭以下...
 六、國稅中廢止スヘキモノ

毎年左記ノ稅額ヲ賦課ス

- 自家用 一馬力ニ付年額貳拾圓
- 營業用 一馬力ニ付年額拾圓
- 貨物車 一馬力ニ付年額七圓

入場稅 目的計畫ノ何タルヲ問ハス入場料ヲ徵收スル興業物ニ對シテ入場料ノ一割ヲ入場稅トシテ徵收スルコト但一人十銭以下ノ入場料ハ無稅トス

兌換券發行稅、通行稅、織物消費稅、醬油造石稅、石油消費稅、賣藥營業稅、賣藥印紙稅ハ之ヲ廢止スルコト

七、地方稅中新設廢止スベキモノ

- 甲、地方稅ノ種類、賦課、并ニ徵收方法ニ關シ適當ナル法律ヲ制定スルコト
- 乙、道府縣稅ノ數割及之ト并立スル家屋稅ヲ全廢スルコト
- 丙、地租附加稅又ハ家屋稅ヲ失フニ因リ府縣稅ノ減收ニ對シテハ別ニ補稅ヲ設ケザルコト
- 丁、市町村トシテ新ニ貸賃價格ヲ標準トスル家屋稅ノ設定ヲ認ムルコト
- 戊、市町村稅トシテ開地稅及土地增價稅ノ創設ヲ認ムルコト
- 己、自働車稅、觀覽稅其他ノ新稅ヲ國稅中ニ設クルニ付テハ之ニ抵觸スル地方稅ハ當然之ヲ廢止スルコト

所得稅法中租稅及公益的寄附ヲ第三種所得ヨリ控除スル議案ノ參考

一、本邦相續稅法第三條末項

公共團體又ハ慈善其他ノ公益事業ニ對シタル贈與及遺贈ノ課稅價格ニ算入セス

一、合衆國ニテハ公益事業ニ對スル寄附ヲ所得稅ノ標準タル純所得ヨリ控除ス可キコトヲ

規定ス即チ一九二一年歲入法第一四節純所得ニ算入セザル諸項目ノ第十一項ニ左ノ記載アリ

可徵稅年度中左ノ使用目的ヲ以テ爲サレタル寄附又ハ贈與

(A) 合衆國、州、^{マニラ}地方、^{フィリピン}其他行政區域、純子
 タル公共事業ニ關スルモノ
 (B) 宗教、慈善、科学、文學、教育、純子
 ル目的ヲ以テ組織、行動スル總テノ法人、
 共同金庫、基金又ハ基本ハ米國青年團、
 婦人補助軍隊、小兒動物產待防止會ヲ含
 ムニシテ事業ノ純益カ聊モ個人ノ利益
 トナラサル者
 (C) 職業復興法第七節ノ規定ニ據ル職業的復
 興事業ノ特別基金
 納稅者ノ純所得ハ本節ニ列記スル控除額ヲ
 算入シタル所得額ノ一割五歩ヲ超過セザ

前記

ル 寄附合額ヲ純所得ヨリ控除ス、合
 衆國ニ常住セサル外國人ニ對シテハ合衆國
 内ノ公益事業ニ寄附シタル場合ニノミ之ヲ
 適用ス
 以上ノ寄附ハ徵稅官制定シ大藏大臣ノ承認
 シタル施行規則ニ據リ證明セラレタル場合
 ニノミ限ル
 一 租稅控除ニ關シテ合衆國法ノ規定スル所左
 如シ

「納稅年度内ニ納入、算入セラレタル租稅
 但左ノ租稅ヲ除外ス
 (A) 所得稅、戰時利得稅、及超過利得稅

(B) 外國政府又ハ合衆國領有地政府ニ依テ課セラルル所得税、戰時利得税及超過利得税ニシテ本法ニ據リ信用額トシテ控除セラルルハキ額

(C) 地方ノ利便ノ爲メ課税シ其結果課税目的物タル財産ノ價值ヲ増加スル傾キアル租税

(D) 納税者ヲ法人、株主タル關係上負担スヘキ租税ニシテ法人之ヲ納メ納税者ヨリ返戻ヲ受ケサルモノ

(一九二一年歳入法第三一四節第三項)

補完新稅案ノ参考

甲 合衆國消費稅大要

一九二二年一月一日以後左記物品、製造者、生産者、又ハ輸入者、其販賣又ハ貸付ノ代價額ニ對シテ左記ノ消費稅ヲ納付スヘシ

(一) 運搬用自動車(タイヤ、内部管、其他ノ附屬物ヲ含ム)ハ三%

(二) 其他ノ自動車及「モトタ、タイヤ」ハ五%

(三) 前記第一第二項ニ記スル物品、製造者生産者以外ノ者ニ賣ラレタル「タイヤ」内部管其他ノ自動車附屬品ハ五%

(四) 百分度以下ノ「カメラ」及其「レンズ」ハ十%

ハ一平方メートル以上、トランクス

ハ一平方メートル以上、トランクス

ハ一平方メートル以上、トランクス

ハ一平方メートル以上、トランクス

類

ハ一平方メートル以上、トランクス

ハ一平方メートル以上、トランクス

ハ一平方メートル以上、トランクス

ハ一平方メートル以上、トランクス

ハ一平方メートル以上、トランクス

ハ一平方メートル以上、トランクス

ハ一平方メートル以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

以上、トランクス

一九二二年七月一日以後總テ、内地法人ハ六月三十日ニ終ル前一年間ニ於ケル其ノ資本ノ公平ナル平均價格中五千円ヲ超過スル額ニ對シテ壹千円ニ付一円ノ割合ヲ以テ業務執行ニ關シテ特別消費稅ヲ年々納付スヘシ
超過所得及未配當所得ハ前項ノ資本價格ニ算入スヘシ
總テ、外國法人ハ六月三十日ニ終ル前一年間合衆國內ニ於テ其事業處辦ノ爲メ使用シタル資本ノ平均額ニ對シテ壹千円ニ付一円ノ割合ヲ以テ業務執行ニ關シテ業務執行ニ關シテ特別消費稅ヲ納付スヘシ

B 雜業稅

(一) 仲買人、年々五十円ヲ納付スヘシ、總テ株
 式、債券、爲替、正金、貨幣、銀行券、約
 束手形其他、證券、物産又ハ商品ノ賣買ヲ
 他人ノ爲メニ代辦スル業務ヲ営ム者ヲ仲買
 人ト看做ス
 仲買人株式取引所、會員ナルカ又ハ一切ノ
 物産取引所、貿易共議所其他類似ノ組織
 屬スル會員ハ前記ノ五十円ノ外更ニ左記金
 額ヲ納付スヘシ、即チ六月三十日ニ終ル前
 一年間ニ於ケル前記取引所負等ノ一資格又
 ハ一席ノ平均價格ニ千円又ハ其以上ニシテ
 五千円以下ナル者ハ壹百円、五千円以上ノ

者ハ百五十円
 (二) 質屋業者ハ一百円ヲ納付スヘシ
 (三) 船舶仲次業者ハ五十円ヲ納付スヘシ
 船主、荷主、荷受人ノ爲メ仲次業
 者トシテ運賃^{支拂}其他ノ業務ヲ處辨スル者ハ
 總テ船舶仲次業者ト看做ス
 (四) 税關代辦業者ハ五十円ヲ納付スヘシ
 (五) 劇場、博物館、音楽堂所有者中入場料ヲ徵
 收スルモノニシテ其席數ニ百五十ヲ起シテ
 ル容積ヲ有スル者ハ五十円、二百五十以上
 五百以下ノ席ヲ有スル者ハ壹百円、五百以
 上八百以下ノ席ヲ有スル者ハ百五十円、八

百席以上ノ者ハ二百席ヲ納付スヘシ
 但音楽、演劇開催ノ爲一時使用スル建物
 及ヒ宗教、教育慈善團體ノ所有スル建物ハ
 除外ス
 人口五千人以上ハ其以下ノ市町村ニ在リテ
 ハ納付額ヲ前額ノ半額トス
 (六) 曲馬場ノ所有者ハ壹百席ヲ納付スヘシ
 (七) 其他営利的一切ノ興業執行者又ハ代人ハ十
 五席ヲ納付スヘシ
 (八) 球戯場及「ビリヤード」室ノ所有者ハ一戲場又ハ
 一臺ニ付十席ヲ納付スヘシ
 但シ家庭所有ノ分ハ除外ス

(九) 射撃場ノ所有者ハ二十席ヲ納付スヘシ
 (十) 乘馬習百場ノ所有者ハ百席ヲ納付スヘシ
 (十一) 客用自動車ヲ營業的ニ所有スル者ハ二席以
 上七席以下ノ自動車一臺ニ付十席ヲ納付スヘシ
 (十二) 上ノ分ハ臺ニ付二十席ヲ納付スヘシ
 (十三) 釀造者、蒸溜者、酒類卸商、酒類小賣業者
 ハ是等業務ニ關スル總テ他ノ租税ノ不寛
 一、千席ヲ納付スヘシ
 (十四) 端艇使用特別税
 一九二二年七月一日以後毎年「ヨツ」遊用艇機
 動艇、帆船「モーターボート」ニシテ五噸以上及
 三十二噸長以上ノ者ハ通商、漁業、國防用ノ

外 總テ左記特別税ヲ納付スヘシ

一 「ヨット」遊用艇、機動艇、「モーターボート」帆船ニシテ

五 純噸三十二噸長以上五十噸長以下ノ者ハ

一 噸ニ付一弗

二 五十噸長以上一噸長以下ノ者ハ一噸ニ付

三 一噸長以上一噸長以下ノ者ハ一噸ニ付四弗

一九二二年七月一日以後ニ買入レタル者ハ月

割計算ヲ以テ前記額ヲ納付スヘシ

本税ハ純然タル慈善、宗教的組織ノ用ニ供ス

ル者ヲ除外ス

罰 則

特別税ヲ納付セサル者ハ一十弗以下ノ罰金又

ハ一年以下ノ禁錮又ハ兩者ノ刑ニ處セラレハ

シ



級育市内動産不動産價格

一九二三年度級育課税ノ標準タルハキ同市外

ノ動産動産總額ノ左ノ如ク稅務局ニテ決定

セリ

不動産價格	一九二二年ニ比シ増
一〇四六六 百万弗	六四三 百万弗
七九六 百万弗	一二八 百万弗

合 計 一、一、二、六、二 百万円
 七、七、一 百万円
 不動産ノ最高ハ「エクリテブルビルディング」ノ三千万円ニシ
 テ不動産ノ最高ハ「エクリテブルビルディング」ニ百万円ト
 ス其他不動産ニ「デハ「ストックンダート」石油會社建物
 ノ七百二十五万円で「カカ電話電信會社」建物、千七
 百八十万円、株式取引所、千三百八十万円等
 ナリ
 石 總 財 産 ニ 對 シ 租 育 州 ノ 課 稅 率 何 程 ニ 當 ル ヤ
 未 夕 決 定 セ サ レ ト モ 本 年 同 様 ナ レ ハ 千 分 ノ 一
 八 分 ノ 三 ニ 當 ル ト ヌ フ

經濟 攻 究 會

No. 1

所得稅ヲ直接國稅ノ中取トシ之ニ配スルニ財產稅
 フ以テスル時ハ財產所得ト勤勞所得トノ相違ニ
 一 互 對 現 行 所 得 稅 法 以 據 稅 力 二 基 礎 千
 基ツリ租稅負擔ノ均衡ヲ得、稅制改革ノ要諦
 租 稅 負 擔 ノ 均 衡 ヲ 得 ン 之 為 夫 二
 誠ニ茲ニ存スルコトト思惟ス、然レ民之ニ孰チハ
 高 釐 吾 相 半 バ ン 決 ス 所 ナ ン 故 ニ 茲 二 別 決
 稅 制 改 正 案 二 據 リ 意 見 ノ 存 ス 所 ヲ 指 摘 ス

合

計

一一二六二 百万円

七七一 百万円

不動産ノ最高ハ「エクリテブルビルディング」ノ三千万円ナリシ

不動産ノ最低ハ「エクリテブルビルディング」ノ一千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ標準ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

不動産ノ平均ハ「エクリテブルビルディング」ノ二千万円ナリシ

No. 2

(一) 所得税

一 反對。現行所得税法ニ擔税力ニ基ツキ

租税負擔ノ均衡ヲ得ントシ、之ガ爲メニ東

綜合課税（即チ累進税）ヲ原則トシタ

ニ反リ、然レニ存案ニ不動産ノ所得ト共ニ多

額所得者ノ所得ノ重要部方ヲ形成セル既

松田製

順

合計 一、一、五、六、二 百万円
七、六、一 百万円
不動産ノ最良ハ「エライチブル」ガインダー、ハ、ミ、ナ、オ、ト、ニ、シ

一、反勢。銀行の増資は、増資を以て其の
二、反勢。銀行の増資は、増資を以て其の
三、反勢。銀行の増資は、増資を以て其の
四、反勢。銀行の増資は、増資を以て其の
五、反勢。銀行の増資は、増資を以て其の

富所得ヲ綜合所得ヨリ除外セントスルモノ

ニシテ其結果ハ上叙ノ原則ヲ破壊スル

ノミナラズ所得税總額ヲ激減シ所得税

ヲ租税ノ中核ニ置カントスル近世租税政策

ノ大勢ニ逆行スルニ至ルベキモノトス、

二、反對。素ヨリ課税租税負擔ノ均衡ヲ得ヤル

可ラザレドモ吾國家百般ノ実情ニ鑑ミル

松屋製

No. 43

頃

不
動
産
ノ
最
高
ハ
「
エ
ク
イ
テ
グ
レ
ン
ド
」
ノ
三
十
百
ト
シ
テ
計
一
一
五
十
二
百
万
ト
七
十
一
百
万
ト

國債ノ一編一ノあり一ノありニ特ニ下ニ國債ナリ

地方債ノ一編一ノあり一ノありニ特ニ下ニ國債ナリ

地方債ノ一編一ノあり一ノありニ特ニ下ニ國債ナリ

地方債ノ一編一ノあり一ノありニ特ニ下ニ國債ナリ

地方債ノ一編一ノあり一ノありニ特ニ下ニ國債ナリ

地方債ノ一編一ノあり一ノありニ特ニ下ニ國債ナリ

三、賛成。

四、反對。地方債ハ方今國債ト同様ト人衆ニ

シテ募債ハ容易ノ業ニ非ズ、故ニ社債及

強金利子ト稅率ヲ累ニスルハ亦已レテ得ガ

ル事情ナリト思惟ス、蓋ハ國債トノ均衡

上現行法百分ノ四ヲ百分ノ三又ハ二ニ改メテ

可トスルニ非ガレカ、トモガ他ノ租稅ニ就キ適否

合 計 一、一、二、六、二 百万円
七、七、一 百万円

No. 07

一、新設株式の発行
二、新設株式の配当
三、新設株式の償還
四、新設株式の消滅

以上ノ趣旨ニ基キテ改正條文案ヲ作成スレバ左ノ通
リトナル

第十八條 (左ノ通り附加ス)

八、證明アル負債ノ利子。

九、生年、養老又ハ傷害保險ノ保險料中、年額

四百円ヲ超エサル金額

第二十條 (第三項ヲ没ス)

松屋製

頁

合 計 一、一、二、六、二 百、五、十、年 七、六、一 百、五、十、年

第二十一條 (株式) (改ム)

四百五十株ハサテ五萬圓

五、在在、資本及び利益等所屬一切權利ハ株式

六、發給シテ總額一萬圓

第二十二條 (株式) (改ム)

四百五十株

前二項ノ所得ニハ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

第二十一條

(甲) 第三項ノ資本金額ヲ「株式会社」ニ改ム

(乙) 左ノ通り改ム

百、五、十、三

乙、留保所得ハ左ノ種類ニ區分シ各税率ヲ適用ス但

法定準備金ニ之ヲ賦課セス

職工其他使用人ノ恩給、救済又ハ補助基金若ク

松屋製

No 2

頁

合計 一、一五六二 百万円
七七一 百万円

海工費の費用入ノ國公債所又ニ海軍費金積ム
海軍費金積ム

海軍費金積ムニ付テ海軍費金積ム

(ソノ内ニ付テ)

(甲) 海軍費金積ムニ付テ海軍費金積ムニ付テ

海軍費金積ム

ハ之ニ類似スル積立金

百万ノ二

損害ノ填補ヲ目的トスル積立金中資本金額ヨリ

法定準備金額ヲ控除シタル金額ニ達スルマテノ金

額

百万ノ三九

前ニ項ノ留保所得ニ之ヲ他ノ目的ニ使用スルコトヲ

得ス

百万ノ二五

No 3

以上ノ各項ニ屬セサル留保所得 百万ノ五

松屋製

項

合 計 一、一、六、二 百万円
七、六、一 百万円
三、十、五 百万円

No. 3

第一号 金類 五、七、一、二
第二号 金類 三、四、五、六
第三号 金類 七、八、九、一〇
第四号 金類 一一、一二、一三、一四
第五号 金類 一五、一六、一七、一八
第六号 金類 一九、二〇、二一、二二
第七号 金類 二三、二四、二五、二六
第八号 金類 二七、二八、二九、三〇
第九号 金類 三一、三二、三三、三四
第十号 金類 三五、三六、三七、三八
第十一号 金類 三九、四〇、四一、四二
第十二号 金類 四三、四四、四五、四六
第十三号 金類 四七、四八、四九、五〇
第十四号 金類 五三、五四、五五、五六
第十五号 金類 五七、五八、五九、六〇
第十六号 金類 六一、六二、六三、六四
第十七号 金類 六五、六六、六七、六八
第十八号 金類 六九、七〇、七一、七二
第十九号 金類 七三、七四、七五、七六
第二十号 金類 七九、八〇、八一、八二
第二十一号 金類 八三、八四、八五、八六
第二十二号 金類 八九、九〇、九一、九二
第二十三号 金類 九三、九四、九五、九六
第二十四号 金類 九七、九八、九九、一〇〇

(丁ヲ左ノ通り改メ)

丁、 百万円

但 第一号 金類 百万円
第二号 金類 百万円
第三号 金類 百万円
第四号 金類 百万円
第五号 金類 百万円
第六号 金類 百万円
第七号 金類 百万円
第八号 金類 百万円
第九号 金類 百万円
第十号 金類 百万円
第十一号 金類 百万円
第十二号 金類 百万円
第十三号 金類 百万円
第十四号 金類 百万円
第十五号 金類 百万円
第十六号 金類 百万円
第十七号 金類 百万円
第十八号 金類 百万円
第十九号 金類 百万円
第二十号 金類 百万円
第二十一号 金類 百万円
第二十二号 金類 百万円
第二十三号 金類 百万円
第二十四号 金類 百万円

第七号 金類 百万円

同 百万円

同 百万円

No. 4

松屋製

順

合 計 一、一、五、六、二 百万円
 七、六、一 百万円

七 〇〇

四百七十三万七千五百圓

四百七十一万七千五百圓

四百七十一万七千五百圓

四百七十一万七千五百圓

四百七十一万七千五百圓

第七十八條 (抄及) 歳計ノ不足ヲ補フ爲メ帝國

議會ノ協賛ヲ經テ各級章ノ範圍内ニ於テ

特別復ヲ附加スルコトヲ得

第七十九條 (抄及) 第三種ノ所得ニ年額ニ千円ニ

達セサル金額ニ就テハ特別復ヲ賦課セス

No. 5

松屋製

順

合計 一、一、二、六、二 百万年
七、七、一 百万年

酒造税表

年度	免許人負 査定石數	増割合 税額	增加 割合 租税收入 合入
明治三十八年度	一七、三、一、二	六、八、九、五、三、五〇	割合 二、三、八、一、三、九〇
〃 四十二年度	一六、八、八、六	八、四、七、四、〇、三、三、四	二、六、一、一、六、九、八
九正三年度	一、二、五、五、四	八、二、六、四、八、八	減 三、〇、三、九
〃 八年度	一、一、六、七、一	一、五、三、六、八、七、六、九、九	八、七、〇
〃 十年度	一、一、〇、四、五	減 六、〇	二、四、四

頃

（明治三十八年度）
酒造税表

麥酒稅表

年度	免許人負	査定石數	增加割合	稅額	增加割合	租稅收入金額	人口一人當
明治三年度	二一	一三三四〇	"	一〇六七三・七	"	〇〇四	二二厘
〇四年度	一一	一五〇八三一	一一	一五〇八三・七	四三	〇〇五	三〇
大正三年度	九	二二八・五〇	九一	六三三・五二〇	五八	〇〇七	四四
大正八年度	一〇	六七七・五九	一八三九	八二二・六九八	二四六	〇一〇	二四四
〇十年度	一一	六六六・七四	〇三	六八八・三二六	四三	〇一五	二〇八

醬油稅表

年度	免許人負	査定石數	增加割合	稅額	增加割合	租稅收入金額	人口一人當
明治三年度	一五・二九八	一七六・五九四	割分程	四四五〇・〇九	割分程	〇一五	九〇厘
〇四年度	一四・六七四	二一九・六九〇	二四四	三九〇〇・九二	減 一二四	〇一三	七八
大正三年度	一三・〇〇一	二二六・二一〇	八四	四一四・六五八	〇六三	〇一三	七七
〇八年度	一六・〇五四	二九四・二三三	二三四	五二七・四六六	二三四	〇一六	九一
〇十年度	一三・百五	三二五・六六三	九四	五九九・七七七	九四	〇一七	九九

項

項

砂糖消費稅額表

年度	課稅斤數	增加割合	稅額	增加割合	總稅收入	人口
明治三十八年度	二六九、九七七一	割分厘	一、四七九、三二七	割分厘	〇、四〇	二、三三三
" 四十二年度	六二〇、八〇五	一、四三	一、五二〇、七五九	三、二五	〇、四七	三、〇五
大正三年度	四五四、四三三	一、六一四	二、二九九、五〇四	五、一一	〇、六七	四、二八
" 八年度	八〇七、五八五	一、七七六	四、六五、四〇〇	一〇、二四	〇、九六	八、二七
" 十年度	一、九二九、六七九	一、三五五	六、四九、二八二	一四、七二	〇、八六	一、〇〇

織物消費稅額表

年度	稅額	增加割合	總稅收入	人口
明治三十八年度	一、七八〇、六三九	割分厘	〇、五八	三、七一
" 四十二年度	一、八五〇、三〇二	一、〇三九	〇、六二	三、〇三
大正三年度	一、六四七、五九二	減 一、一〇	〇、四八	三、〇七
" 八年度	四、〇二五、二四一	一、四三五	〇、四八	七、一三
" 十年度	六、三三三、六七〇	一、五七六	〇、七九	一、二二四

頃

織物種類別稅額表 (大正九年度)

種類	稅額	計對全割合
種別織物	一四二九八六〇	三三
絹織物	三三九八三三八	八
綿織物	一五八四四七〇	三七
麻織物	六六七八九	一
毛織物	五七二五〇九四	一三
綿毛交織物	六三〇六九三七	一五
其他	六〇四五二〇	一
計	四二六三二二九	一〇〇

賣藥印紙稅額表

年度	人負	增加割合	稅額	增加割合	總租稅收入	割合	人口一人當
明治三十八年度	二五八二五	割合	一三五五〇五二	割合	〇〇五	割合	二七
三十九年度	二八六五六	一〇九	一八三四三三	三三八	〇〇六	三六	三六
四十年年度	三四五六二	二〇六	六三五五七三	二九八	〇〇七	四四	四四
四十一年度	三六三四一	〇九三	六九六九九九	一八〇	〇〇八	一一七	一一七
四十二年度	三六三三七	〇〇七	八七九九五六	三三四	〇〇八	一五五	一五五

通行稅額表

年度	人負	增加割合	稅額	增加割合	總租稅收入	割合	人口一人當
明治三十八年度	八三九九六九八	割合	六二一八七九六	割合	〇〇八	割合	四五
三十九年度	八三九九六九八	割合	六二一八七九六	割合	〇〇八	割合	四五
四十年年度	八三九九六九八	割合	六二一八七九六	割合	〇〇八	割合	四五
四十一年度	八三九九六九八	割合	六二一八七九六	割合	〇〇八	割合	四五
四十二年度	八三九九六九八	割合	六二一八七九六	割合	〇〇八	割合	四五

種別	九正三年度	八年度	七年度	計
汽電	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九
汽	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三
電	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九
種	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九
計	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九
汽	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九
電	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九
種	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九
計	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九

三

所得税法改正意見

第一、現行所得税法ノ缺點

一、負担ノ公正ヲ缺クコト。

二、賦課過重ニテ脱税ノ機會ヲ多カラシメ、國民ノ企業心ヲ沮喪セシムルコト。

三、課税方法煩雜ニテ税法ノ理解ヲ困難ナラシメ、徵稅上多クノ手数ト費用トヲ要スルコト。

第二、改正ヲ要スル點

一、第三種所得ニ綜合セル法人ノ配當田ヲ第二種所得ニ移スコト。

二、公債、社債、定期預金、利子ヲ源泉課税法ニ依リ單獨ニ課税シナカラシメ、配當田ヲ第三種所得ニ綜合課税スル公正ノ課税ナルミナラズ、徵稅上非常ノ手数ヲ要シ、且ツ合法的脱税ヲ誘致スルコトヲ免レズ。

三、國債ノ利子ニ免課税スルコト。

地方債及社債ノ利子ニ課税シナカラシメ、國債ノ利子ヲ免除スル不合理ニシテ前者ヲ不尙ニ壓迫スルノ慮アリ。

四、貯蓄預金以外ノ銀行預金利子及信託預金利子ニ總テ第一種所得稅ヲ課スルコト。

五、定期預金ニ限り源泉課税法ニ依ルハ無意味ニシテ且ツ不合理的ナリ。

(四) 異議ナシ

(三) 銀行預金、信託預金、利子、第三種所得稅トシテ總合課税スルコト

(二) 公債ノ下落、或債基金復元行政整理、公債救済事業、豫定中止ヨリ國債市價ヲ向上セシメ、可なり國債利子課税ハ動産課税トシテ合理的ナリ

(一) 法人ノ配當金ヲ第二種所得トシ、三種類ノ大部分ヲ源泉課税ノ適用ヲ免シ、非常ノ輕ノ中免課税ニ直シ

九正三年度

Handwritten notes on the right page, including the title "第三、改正ニ依ル減收" and various numerical figures and descriptions of tax changes.

第三、改正ニ依ル減收

- 一、依り約一千百萬円ノ增收
- 二、三、依り約一千萬円ノ增收
- 四、五、依り約六百萬円ノ減收
- 六、依り約三千三百萬円ノ減收

源泉課税カ綜合課税カ

第一、源泉課税ノ利害

源泉課税ハ脱税ノ弊ヲ除キ易ク且ツ徴税手續ヲ簡便ナラシムルノ効果アルモ、累進税ヲ適用ニ難キヲ以テ綜合課税ニ於ケルカ如ク各人ノ負担力ニ適應スルノ課税ヲ為ス能ハサルノ缺點アリ、隨ツテ或程度マデ負担ノ不公正ヲ免レズ。尤モ英國ニ於ケルカ如ク勤勞所得ト資産所得トニ依ッテ税

率ニ差等ヲ設クルト共ニ或程度以下ノ所得ニ對シ金額ニ應ジ
 夫々適當ノ控除額ヲ定メ、拂戻シノ方法ニ依リ小額所得
 者ノ負担ヲ輕クスル方ニシテ、*Sweden* 等ニ依リ大所得ニ重ク課
 税スルニ於テハ幾分カ負担ノ不公正ヲ矯正シ得ルモ、稅務官更
 ノ能率低キ我國ニ於テ小額所得ニ對スル拂戻シノ手續、如キ
 將々大所得ニ對シ特別賦課、如キ果シテ田沼ニ行ハレ得ルヤ
 否ヤ疑問タラザルヲ得ズ。
 假ニ是等ノ方法ガ所期、如ク行ハレトシテモ累進税ノ適用困
 難ナル爲メ中流階級ノ負担ヲ重カラシムルノ弊ヲ免レ難ク、況
 ニ源泉課税法ニ依リ脱税ノ弊ヲ緩和シ得ルノ望ミアルモノハ
 土地家屋ノ賃貸料、資本ノ利子、俸給等ニ止マリ、各種ノ企
 業所得ニ就テハ今日ノ場合ト同様、絶對ニ脱税ヲ避ク
 ルコト能ハサルニ於テオヤ。

源泉課税の総合課税
源泉課税の総合課税
源泉課税の総合課税
源泉課税の総合課税
源泉課税の総合課税
源泉課税の総合課税
源泉課税の総合課税
源泉課税の総合課税
源泉課税の総合課税
源泉課税の総合課税

第三 総合課税の利害

総合課税ハ各納税者カ正直ニ所得ヲ申告スルニ於テハ各人負担力ニ適應スル課税ヲ為シ得ルモ各源泉ヨリ生ズル所得ヲ綜合セザル可カラザル結果徴税上ニ多大ノ手數ヲ要スルノミナラス税率稍ヤ重ケレバ脱税ノ弊害甚カシク之カ為メ却ツテ負担ノ不公正ヲ来スコトアリ我現行所得税法ノ如キハ則チ是レナリ然レトモ総合課税ノ弊ヲ伴ヒ易キハ多クノ場合ニ於テ税率ノ重キカ爲メニシテ若シモ適當ニ之ヲ輕クスルトキハ我國ニ於テモ脱税ノ弊ヲ緩和シ得ベキハ疑ヲ容レズ又徴税ノ手續面倒ナリトモ源泉課税ニ於テハ拂戻等ノ場合ヲ考ヘバ其利害遠ニ判可カラス況ニヤ別安ホ加久公債社債預金ノ利子ト共ニ法人配當等ヲ源泉課税ニ依ラシムレバ総合課税ノ下ニ於テモ徴税ノ手續ヲ簡便ナラシムルコト必ズシモ困難ナラザルオヤ

所得税賦課ノ方去ラ源泉課税ニ改ムルモ現行綜合主義ノ下ニ税率ヲ輕クシ徴税手續ヲ簡便ナラシムルノ方法ヲ講グルコト寧ロ得策ナリ可シ

地租ノ缺點

- 一 法定地價ト時價ト間ニ甚シキ懸隔アリ然モ所ニ依テ其程度著シク異ル為メ負担不均衡ヲ免レズ。
- 二 免稅點ヲ設ケサル為メ負担力ノ最モ薄弱ナル小地主ヲ壓迫ス。
- 三 稅率ガ田畑ニ重ク、宅地ニ輕キ為メ農家ノ負担ヲ過重ナラシム。

地租改正私案

- 一 地租ハ時價ヲ標準トシテ課スルコト。
- 二 地價ハ三年ニ一回納稅者ノ申告ニ基キ修正スルコト。
- 三 時價千円以下土地所有者ニ對シテハ地租ヲ免除スルコト。
- 四 稅率ノ差別ヲ撤廢シ總テ有租地ニ對シテ同率ノ稅ヲ課スルコト。

五 稅率大正十一年度豫算七百四十四萬四千円ヲ減ゼガル程度ニ於テ定ムルコト。

參考

大正十一年度豫算

田租	四五、四三七、三六四
畑租	一〇、〇七八、〇八〇
宅地租	一六、八四〇、七三七
雜地租	一、七八七、八二七
合計	七四、一四四、〇四四

製 造 業
印 刷 業
出 版 業
寫 真 業

資本金額
千分、三
建物賃賃價格
千分、七十
從 業 者
一人毎、金二四
從業者、或職工、勞役者
一人毎、金五、五、五、五、五

運送業、運河業、棧橋業
船舶碇繫場業
貨物陸揚場業

資本金額
千分、八、十
從業者、或職工、勞役者
一人毎、金二四
一人毎、金五、五、五、五、五

倉庫業

建物賃賃價格
千分、八、十
從業者
一人毎、金二四
從業者、或職工、勞役者
一人毎、金五、五、五、五、五

鐵道業

收入金額
千分、二十
從業者
一人毎、金二四
從業者、或職工、勞役者
一人毎、金五、五、五、五、五

讀 員 業

諸員金額
千分、四
從業者
一人毎、金二四
從業者、或職工、勞役者
一人毎、金五、五、五、五、五

席貸業

建物賃賃價格
千分、百、十五
從業者
一人毎、金二四

料理店業

建物賃賃價格
千分、百、二十
從業者
一人毎、金二四

旅人宿業

建物賃賃價格
千分、七、十五
從業者
一人毎、金二四

周旋業、代理業、仲立業
問屋業、信託業

報償金額
千分、三十
從業者
一人毎、金二四

改正安米稅率

業目

課稅標準

稅率

課稅最低限

物品販賣業

賣上金額

甲 10分
 乙 20分
 丙 30分
 丁 40分
 戊 50分
 己 60分
 庚 70分
 辛 80分
 壬 90分
 癸 100分

1人每三四

銀行業、保險業
無業並業

資本金額

1人每三四

金錢貸附業

運轉資本金

1人每三四

證券買賣業

賣買高

1人每三四

賣買高三分四

物品貸附業

資本金

1人每三四

二四分

製造業、印刷業
出版業、寫真業

資本金

1人每三四

二四分

運送、運河、棧橋、
船舶、疏濬、埠、物品
陸揚場、運送、取、
倉庫、業

資本金

1人每三四

二四分

鐵道業

資本金

1人每三四

讀員業

請員金

1人每三四

三四分

賣上金額三四

席貸業

建物貸賃價格 十分百二十
從業者 一每三四

料理店

建物貸賃價格 十分七十五
從業者 一每三四

旅人宿

報賃金 十分二十 四百四
從業者 一每三四

周旋代理仲立
借入金ハ資本ニ算入ス、又建物ハ時價ニ見積リ貸本
上者做ス、借家モ評價ニテ貸本ト者做ス。

席貸業

十

十分百二十

一每三四

料理店

十

十分七十五

一每三四

旅人宿

十

十分二十

四百四

一每三四

營業稅全廢の必要なる理由 (臨時國會議事會議所聯合會議)

現行營業稅は實上金額・資本金額・建物貸賃價格・從業者數等
外形標準に依りて賦課し、收益の有無多少は全く構て計らるる故に、担稅
の適應せず、營業者に依りて負担の甚き不公平を生ず。

外形標準課稅の結果、營業上多大の損失を蒙るる場合も同率に課
稅せられ、廢業の止むを得ざる者數が、近時仕合價格の暴落に依り、半値以下に廉賣する等の窮乏に陥るるに拘らず、營業稅の苛斂
誅求に苦み、事例の枚舉を遑せず。

普通の場合に於ては本稅に附加稅、所得稅を加算せられ、到底營業收
益に於て支辨せられ得ず、負担の堪はざる實狀にあり。

課稅標準の査定地方に依りて定むる負担の輕重甚しく、營業
上の困難と苦痛とを甚くす。

六、法定課稅標準以外更に見込に於て區々の査定をせられ、苛斂誅求に陥
り、營業の存立を危くせらるる場合甚く多し、而かも廢業すれば生活の道
を失ふに於て損失を見なからず、營業スル如き事例も少からず。

六、上述の如く、課稅標準の査定に紛議續出する手續煩雜極
大、稅額以外營業上間接に被る損失費多大なり。

七、營業收益の營業の種類に依りて差異甚しく、ミナラズ營業地に依
り、將又營業者に依りて、差異別たれ故に、之を縱令數十種に分類
スルに到底負担の公平を期スルに不可能なり、現に佛國に如き、六十四種
階級稅率を定むるも、尚此弊害を除去スルを得ず、遂に營業稅を
廢止せざる限り、以て其惡稅たるを知るに足る可し。

八、營業に於て査定せられ、課稅標準の変更は、依りて營業所得を決定
スル標準に依りて、故に營業稅の弊害は、所得稅に及び附加稅に
加重し、相撲ツテ二重三重に擴大せらるる結果に於て、

課稅の不公平は、營業の競争に困難をたらし、營業の繼續を不可能なら
しむるに至り、産業の發達を阻礙する甚大なり。

以上ノ弊害ヲ除去セテハ外形標準ニ依ラズ營業ノ實際ヲ調査スル必
要トシトモ最モ活潑ナル取引ヲ行ヒ日當繁劇ヲ極ムル營業ニ對シ政
府力之ニ干渉ヲ加ヘ店鋪ニ臨檢シテ調査ヲ行フカ如キハ營業ノ進行ヲ
阻止シ繁榮ヲ妨礙スル結果ヲ生ズ。

六、加之營業狀態調査ノ結果ハ營業ノ秘密ヲ暴露セラレ營業者ノ
損失測ルヘカラス延イテ廢業ノ止ムヲ得サルニ陥ルヘシ。

七、營業稅カ其性質ニ於テ上記ノ如キ惡稅タル事安負ニ鑑ミ今日世界
ノ主要各國ハ何レモ之ヲ課稅セズ英、米、獨、佛、伊、ノ諸國カ國稅營業稅
ノ制度ヲ有セサルニ見テモ營業稅廢止ノ急務タルヲ知ルヘシ。

八、特ニ軍備制限協定成立シテ各國カ工業勤負ニ重キヲ置キ產業競爭
ノ益々激甚ナラニシ今日我國ニ於テモ產業ノ發達ヲ阻碍スル營業稅
ヲ全廢シ其振興ヲ圖ルハ刻下喫緊ノ急務タリ。

九、營業稅ハ元來日清戰後軍備擴張財政膨脹ノ爲ニ新設セラレ日露
戰役ニ際シ非常特別稅トシテ十五割ヲ増徴セラレタルモノニ係ル而シテ戰
後之ヲ廢止セラルヘキハ時ノ政府ノ聲明セラレタル所ナルカ軍備擴張ノ爲
メ依然トシテ繼續セラレ以テ今日ニ至リシモノナルカ故ニ軍備制限ヲ斷
行スル以上營業稅ヲ全廢スヘキハ沿革上ヨリ見ルモ當然ナリ。

Handwritten notes in Japanese, including a table with columns for financial data and several paragraphs of text.

三、責任支出ノ濫用ヲ矯正スルコト 委員ヲ設ケ其ノ委員長ハ當該年度ノ

四、國庫剩餘金ハ總テ公債償却ニ充當スルコト

五、行政各部ノ剩餘金ヲ國庫ニ返戻スヘキ法規ヲ勵行スルコト

六、行政各部ノ經費款項目ヲ統一スルコト

七、特別會計ハ一般會計ニ統一スルノ方針ヲ樹立スルコト

八、預金部ノ如キ特種ノ性質ヲ有スル事務ノ取扱ハ別ニ之カ方法ヲ設置

スルコト

九、現在ノ基金資金ニシテ存置ノ必要ナキモノハ之ヲ整理シテ成ルヘク

公債償却其他國民負擔輕減ノ途ニ充當スルコト

十、各省及主要官廳ニ大藏大臣直屬ノ會計官ヲ常置シ其ノ官廳ノ經費

ヲ監督セシムルコト

Vertical handwritten notes in Japanese, likely providing commentary or additional details for the main text.

マ 監督サシムルコト

十、各官廳主要官廳ニ大藏大臣直屬ノ會信官ニ常置シ其ノ官廳ノ雜費

公費費賦其外國員負辦轉輸ノ級ニ充當スルコト

兵興前ノ基金資金ニシテ存置ノ必要ナキモノハ之ニ變換シテ知ルヘク

スルコト

八、貯金積ノ帳ヲ整理ノ對費ニ充スル事邊ノ車貸ハ限ニシテ式式ニ充當

ナリ俾限會信ハ一應會信ニ歸一スルノ式檢ニ樹立スルコト

六、行通各幣ノ雜費雜項目ニ歸一スルコト

五、行通各幣ノ陳納金ニ關車ニ取戻スヘキ者其ニ關付スルコト

四、國庫陳納金ハ總テ公費費賦ニ充當スルコト

三、賣出支出ノ雜用ニ關五スルコト

十一、歲計決算審査ノ爲議會ニ常置委員ヲ設ケ其ノ委員長ハ當該年度ノ政府與黨ニ屬セサル議員ヲシテ之ニ當ラシムルコト

十二、國家(御内帑ヲ含ム)及行政地方團體ノ納稅義務ヲ認メ是等所有

ノ必要ヲ認メ其ノ實行方法トシテ國庫會計ノ收支ヲ統一シ歲計豫算ノ編

成ヲ更正ノ財產及事業ニ對シテ公賦金ヲ課スルノ制度ヲ定ムルコト

(乙) 政府事業緊縮又ハ整理ノ爲ニ差當リ實行スヘキモノノ目的ヲ以テ

左

一、公債支辨事業ハ當分打切ルコト

(甲) 財政組織ノ整理ニ關スルモノ

二、鐵道新設工事ハ當分見合ハスコト

三、電話ノ私設經營ヲ許スコト

四、鹽專賣制度ヲ廢止スルコト

五、義務教育年限ハ現在ノ程度ニ止メ教育ノ充實ヲ圖ルコト

六、義務教育年限ノ提出シテ之カ財源ノ協贊ヲ求ムルノ弊風ヲ矯正スル

コト

十、各省及主要官廳ニ大體大規模ノ會社官署ヲ常備シ其ノ官廳ノ經費
正雜費俸育半額ハ賦課ノ對照ニ由リ俸育ノ實質ニ關スルコト

四、鹽專賣歸還ニ關スルコト

三、雷福ノ煤類經營ニ關スルコト

二、鑛產濫掘工事ハ當仁合ハスルコト

一、公費支辨事業ハ當仁合ハスルコト

(五) 殖産事業聚斂又ハ墾殖ノ益ニ差當リ實行スヘキヲ
ノ根拠及事業ニ據シテ公租金ニ歸スルノ備置ニ當ルコト

十二、國案(縣内)ニ含ムル行政區域(國村)ノ併合並ニ
殖産與黨ニ關シテハ歸員ニ當リニ當ルコト

十一、縣村界劃定審査ノ發議會ニ常置委員ニ當リニ當ルコト

經濟攻究會委員會ノ議案 (大正十二年十一月十四日委員會)

本會ハ刻下ノ財界ニ善處スルノ方策トシテ國庫歲計上ニ一大節約ヲ行フ
ノ必要ヲ認メ其ノ實行方法トシテ國庫會計ノ收支ヲ統一シ歲計豫算ノ編
成ヲ更正完備シ各部經費支拂ノ監督ヲ嚴ニスル等財政組織ニ根本的革正
ヲ加フルト同時ニ政府ノ經營スル各種事業ヲ整理緊縮スルノ目的ヲ以テ
左ノ諸項ヲ議決ス

(甲) 財政組織ノ整理ニ屬スルモノ

一、豫算ノ編成ニ方リ歲出ヲ過大ニ歲入ヲ過少ニ見積リテ多額ノ剩餘金
ヲ案出スルノ弊ヲ改メ歲出ハ緊縮シ歲入ハ實收額ニ近キモノヲ計上
シテ豫算ノ本質立復ヘルコト

二、繼續的の事業ノ支出ハ年度毎ニ豫算案ニ組入ルヘク後年度ニ亘ル事業
繼續案ヲ議會ニ提出シテ之カ財源ノ協贊ヲ求ムルノ弊風ヲ矯正スル

コト

- 二、且ル事ヲ承継シテ議案ヲ提出シテ之ヲ財源ノ協賛具ヲ求ムルノ弊ヲ矯正スルコト
- 三、責任支出ノ弊ヲ修正スルコト
- 四、國庫剩餘金ハ總テ公債償却ニ充當スルコト
- 五、行政各部ノ豫算剩餘ヲ國庫ニ返戻スル法規ヲ勵行スルコト
- 六、特別會計ハ一般會計ニ統一スルコト
- 七、特別會計ハ一般會計ニ統一スルコト
- 八、現在預金部ノ管理ニ屬スル次貸金及官公債保險ノ貸金等ヲ統括シテ之ヲ處理セシムル為特別ノ機關ヲ設ケルコト
- 九、各省及主要官廳ニ大藏大臣直屬ノ會計監督官ヲ常置シ其ノ官廳ノ經費ヲ監督セシムルコト

經濟政究會

- 一、今次震災ノ禍難ヲ戰亂ノ被害ト異ル所ナキヲ以テ之ヲ復旧善後費ニ國家其ノ大半ヲ負擔スル而シテ其ノ財源ハ極力國費削減、財政ノ整理ニ之ヲ求メ勉メテ公債ノ增加ヲ避クルト
- 二、軍備ノ縮小、政府事業ノ中止繰延、一般行政ノ整理、國有財産ノ整理等ノ重要政策ハ今次ノ厄難ニ因リ愈々緊迫リタル以テ之ヲ斷行スルコト
- 三、震災善後計畫ハ國家百年ノ長計ニ基キ其ノ規模ヲ遠大ニスルキモ之ヲ遂行シ國力ノ衰カヲ考慮シ勉メテ經濟的ニ之ヲ行ハシムルコト
- 四、善後計畫ノ遂行ニ事態ノ輕重後否ヲ斟酌シ漸ク以テ着手シ、商工業ノ回復並ニ直接ノ關係方面ノ事業ヲ先ニスルコト

はいはら製

之ヲ具體的整理ヲ為シ決定スルコト

之カ具體的整理方案ヲ決定スルコト左ノ如シフル豫算ナリ基金ノ運用利殖

市中親類の力が何れにても無ければ物能くならず由來
新市より好む迄に賄ひの資金を揃へて置くべきに
事なりとす

- ④ 之を預金に所屬せしむ
 - ⑤ 預金に對しては物積也云々 金一運貯せしむるに
 - ⑥ 市中親類の力を何れにても無ければ物能くならず由來
- 市中親類の力が何れにても無ければ物能くならず由來
新市より好む迄に賄ひの資金を揃へて置くべきに
事なりとす

1. 市中親類の力が何れにても無ければ物能くならず由來
新市より好む迄に賄ひの資金を揃へて置くべきに
事なりとす

2. 市中親類の力が何れにても無ければ物能くならず由來
新市より好む迄に賄ひの資金を揃へて置くべきに
事なりとす

3. 市中親類の力が何れにても無ければ物能くならず由來
新市より好む迄に賄ひの資金を揃へて置くべきに
事なりとす

之カ具體的整理方案ヲ決定スルコト左ノ如シ
ツル豫算ナリ其金ノ運用利殖

拜啓末十七日(月曜日)午後五時ヨリ丸ノ内銀行俱樂部
部ニ於テ總會相催ニ別紙議案ニ付御協議申上
度候間御強合御出席被下度此段申進候
追而乍御手教御出席ノ有無共封中葉書ヲ以テ
御返報相煩度候

經濟攻究會委員

志立鐵次郎

大正十三年十二月十三日

田中鐵三郎 様

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

田中 敬三郎

於 山 鐵 水 師

大正十二年十二月十七日午後五時於銀行俱樂部
經濟政况九會

大正十二年十二月十七日午後五時於銀行俱樂部

經濟政况九會

○總會議案 第一

震火災善後經濟方策上之本會先づ左ノ諸項ヲ決議ス

一、今次震災禍難ハ戰亂ノ被害ト異ル所ナリ以テ國家之力

復舊善後費ノ大部ヲ負擔スル至當ト認メ其半分ヲ國

庫引支辨スルコト

二、善後費ノ財源ハ(一)軍備縮少、政府事業ノ中止繰延及

般行政ノ整理ニ因リ國費ノ節約(二)既存國庫剩餘金、

補助債改鑄益金、減債基金ノ繰入(三)國有財産ノ

整理ニ因リ收益ニ求メ國債ノ増發及租稅ノ増徴ニ待

三、災後交通通信機關ノ滯滯ニ罹ル者救護、生活安定

並ニ産業回復上ニ大支障ナルヲ以テ之ヲ復舊ニ全力ヲ注

コト

四、被害市ノ復舊財源ヲ作ル為地方費ノ緊縮、官公有地

ノ整理ヲ必要トス外間地稅、土地增價稅等ノ賦課及

受益者負擔金ノ徵收ヲ認ムルコト

五、火災保險會社ニ對シ法律ヲ以テ出捐資金ノ貸付ヲ為ス

トハ法治ノ精神ニ及シ惡例ヲ貽ズモノナルヲ以テ專不當ノ處

置ト認ムルコト

又上決議ノ上ニ直ニ新聞紙上ニ於テ之ヲ發表スルコト

○總會議案 第二

本會役員ハ通常ノ經費トシテ金五拾圓ヲ負擔シ毎年一月、

七月其半額ヲ出金スルコト

但臨時ノ費用ハ別ニ分擔スルコト

14.000
8.600
1.000

5.500

11.000
7.500

正十二年十二月十七日
銀行俱樂部

經濟攻究會總會決議

◎ 第一

震災善後經濟方策トシテ本會ハ先ツ左ノ諸項ヲ決議ス

一 今次帝國首都ニ於ケル震災ハ國難ト認ムヘキモノニシテ國民全體ノ利害關係至大ナル故ニ國家之カ復舊善後費大部分ヲ負擔スルヲ至者田トス

二 善後費ノ財源ハ主トシテ之ヲ (一) 軍備ノ整理縮小政府事業ノ中止繰

延及一般行政ノ整理ニ因ル國費ノ節約 (二) 既存國庫剩餘金 (特來ノ剩餘金ハ總テ公債ノ償却ニ充當ス) 補助貨改鑄益金減債基金

ノ繰入 (三) 國有財産ノ整理ニ因ル收益ニ求メ國債ノ増發及租稅増徴ハカメテ之ヲ避ケルコト

三 災後交通通信機關ノ渋滞ハ罹災者救護生活安定並ニ産業復興上ノ最大支障タルヲ以テ之カ復舊整備ニ全力ヲ注クコト

四 被害市ノ復舊財源ヲ作ル爲メ地方費ノ緊縮官公有地ノ整理必要トス外間地稅土地增價稅等賦課及受益者負擔金ノ徵收ヲ認ムルコト

五 火災保險會社ニ對シテ故ラニ法律ヲ以テ出捐資金ノ貸付ヲ為スコトハ法治ノ精神ニ及ビ惡例ヲ貽スモノナルヲ以テ不當ノ處置ト認ム

◎ 第二

本會ト員ハ通常ノ經費トシテ一々年金五拾圓ヲ負擔シ每年一月七月其半額ヲ出金スルコト

但臨時ノ費用ハ別ニ分擔スルコト

以上

經濟攻究會

謹啟
日會總會三月三十日
大正十三年三月三十日
經濟政策會委員 志立鐵次郎

大正十三年三月三十日

經濟政策會委員 志立鐵次郎

田中侯之印 様

經濟政策會總會決議案

大正十三年四月八日(大曜日)午後五時銀行俱樂部於...

現時、我經濟界、物價騰貴、貿易入超、圓價下落、產業不振、資金梗塞、金利昂騰、物資停滯等憂、ハキ情態發生シテ、唯ニ災後ノ復舊ニ支障ヲ来セルニナラズ、國家基礎ヲ危殆ナラシムル、右虞下リ之ニ對シテ、時、痛縫的施設者、ハ弛緩ナル姑息的手段ヲ取ルカ、如キハ最早寸効ナシト信ス、因テ本會、根本的救済策トシテ左記ノ事項ヲ提案シ之ヲ斷行ヲ建議ス

程度トスルコト

一、軍備縮小、陸海軍ヲ通シ前年度比シ三割(壹億四千四百万円)以上ヲ節約スルコト

二、其他、官省、豫算、高課、廢合、冗費、節約、ヨリ前年度比シ二割(壹億七千九百万円)以上ヲ省減スルコト

三、新規及擴張事業ハ緊急避ク可キモノ、外當分絶對見合ハスコト

四、災害、停業、減失、ノ廳舎ニ對シテ、當分本建築ヲ爲サルコト

(乙) 連ニ金輸出禁止、解除ヲ行フコト

(丙) 已往、銀行、銀行、銀行、特種銀行、對シ、徹底的整理ヲ行ヒ、監督、嚴正ニシテ、資金梗塞、ノ病源ヲ醫治スルコト

(丁) 日本銀行、金引下ヲ行カ、如キハ、不自然ナル金融、方策、嚴ニ之ヲ抑止スルコト

(戊) 外債、莫勿、集、如キハ、人心ヲ弛緩シ、經濟力ヲ消耗シ、財政、策、モ、亦、嚴ニ之ヲ排除スルコト

計開... 大正十三年四月十日

田中鐵三郎

經濟救済會委員 志立鐵次郎

大正十三年四月十日

拜啓去八日、本會總會、會員十五名、出席、當日、議案、經濟救済案、其他、關、討論、未、左、通り、決定、候、間、決、議、知、被、下、度、此、段、由、通、知、申、上、候、也

大正十三年四月十日

經濟救済會委員 志立鐵次郎

田中鐵三郎

經濟救済案決議案

(甲) 第四項削除其他原案通り可決

(乙) 可決

(丙) 可決

(丁) 可決

(戊) 可決 但し(丁)ト共ニ一項トナスコト

本案ノ字句中、各當ナラサルモノアレハ、委員ニ於テ適宜修正ヲ加フルコト

本會決定事項ノ實行方法ニ關シ左ノ通り決議ス

本會於テ決定シタル事項ノ實行方法ニ關シ委員協議立案シ之ヲ本會ノ議ニ附スルコト

(カ) 可利時 (下) 十時 (十時以上)

(イ) 可利時

(ロ) 可利時

(ハ) 可利時

(ニ) 可利時

(ホ) 可利時

(ヘ) 可利時

(ト) 可利時

(チ) 可利時

(リ) 可利時

(ヌ) 可利時

(ル) 可利時

(ヲ) 可利時

(ヾ) 可利時

(ヿ) 可利時

(ヰ) 可利時

(ヱ) 可利時

(ヲ) 可利時

(ヾ) 可利時

(ヿ) 可利時

(ヰ) 可利時

(ヱ) 可利時

(ヲ) 可利時

(ヾ) 可利時

(ヿ) 可利時

(ヰ) 可利時

(ヱ) 可利時

日本教育會

大正十三年六月十日
 日本教育會
 東京市本町一丁目
 日本教育會
 東京市本町一丁目
 日本教育會
 東京市本町一丁目

義務教育年限延長ノ可否
 可トスル論旨

大正十三年六月六日
 委員 佐藤栄

一 歐米各國、教育年限八年ヲ通則トスルニ我國獨リ猶ホ六年ノ教育年限ニシテ而シテ我國兒童ノ智識ハ歐米兒童ノ智識ニ及ハサルト遠シ此ノ智識ニ懸隔ス所以人種天賦環境等事情モ因ルヘシト我國語國文難解ニシテ之ヲ教育ニ義務教育年限ノ大部分ヲ費スコト主因タル事實ハ爭フ餘地ナク彼ノ八年教育ニ對シテ我ノ十年教育ヲ施スモ猶ホ彼ニ及ハサルニ我年限彼より二年短クテ八年ヲ彼ノ智識ニ及フキゾ、彼ノ智識ヲ均等ナラシムルニ根本解決法ハ難解ノ我國語國文ヲ全廢スルニモ之ヲ離シテ苟モ彼ノ我兒童ノ智識ヲ成ルヘク接近セシメンハ我教育年限ヲ延長シテ之ヲ彼ト同ナラシムルノ外他ニ途ナシト信ス

二 六年義務教育年限ヲ遵守スルハ社會ノ大勢ニ伴フ所以ニアラス國際労働會議ハ已ニ其第四回ニ於テ労働最低年限ヲ十四歳ト定メタル日本ハ之

之カ具體的整理方案ヲ決定スルコト左ノ如シ
 一 義務教育年限ノ延長ニ關スルニ關シテハ、教育費ノ増大ニ伴フテ、地方自治體ノ負擔ナリ、且、中央及地方ノ補助金ノ運用利權

對シテ十二歳九除外例ヲ求ルノ苦キ立場居リ今以テ此不面目ヲ洗脱スル能ハス又政治界狀勢カニ徴スルニ普通選舉ヲ實施セトスル氣運ニ向ヒナカラ一般國民智識今日ノ如ク低劣ニハ憲政運用ノ困難ヲ期ス能ハサルノ虞アリ内外何レノ點ヲ觀ルモ國民教育ヲ増進シ時代趨勢ニ順應スルニト肝要ナリ

三義務教育ヲ了ヘテ後十四歳ヲ工場入ル迄ノ二年間労働階級多數ノ兒童中街路ノ巷ニ彷徨シ遊惰ニ耽リ市井ノ惡風ニ馴染シテ竟ニ生ラ過リ社會ヲ荼毒スルノカラス即チ教育年限ト労働年限ノ間ニ在ルニ二年ハ境遇年齡共ニ最モ誘惑ニ陥リ易キ間隙ニシテ實ニ青年ノ生活沈ノ東ナレハ此間隙ヲ塞キ義務教育終了後直ニ工場労働ニ従事セシムル國民徳性保存上必要ナリ

不占トスル論旨

前記年限延長論ノ言フ所ノ理ナキニ非レ其説ノ所多クハ外國其他外部

事情ニ出發シ教育自体ノ本義ヲ基トセザルヲ遺憾トス外國ナリ比較世界ノ狀勢固ヨリ輕視ス可シハ是ハ寧ロ枝葉ニテ第一考フニハ教育ヲ主觀的ニ省察シ其内実ノ當否ヲ定ムコト是レナリ抑教育ハ人生ノ内面ニ存在スル眞善美ノ素性ヲ啓發スルニテ目的トシ品性ヲ陶冶シ智能ヲ開發シ肉體ヲ鍊育シテ人格ヲ大成シ平等自由ノ道德觀念ト社會共存共榮ノ奉仕觀念ヲ助長シ個人トシテハ四滿ナル和徳ヲ亨有シ公人トシテハ愛隣ノ情緒ヲ全フニキ人物ヲ養成スル此目的ヲ以テ兒童ヲ教育スルニ專ラ其心算ヲ尊重シテ個性ヲ伸張スルヲ念トスヘク苟クモ之ヲ屈シテ抑エテ自然ヲ害スルコトナラズ然ルニ明治維新以來ノ我教育方針凡物質方面授業ニ偏シテ心靈ノ教育ヲ無視シ詭ニ主義ニ依テ科擧童荷ヲ兒童ニ負ハシメ偏狹ナル國家主義ノ下ニ全班ノ兒童ヲ同型ニ押込メ以テ得タリトナス自然ノ美性ニ之ヲ為メ抑壓セラレテ事物ヲ正視スル力ヲ失ヒ功利ノ慾念熾盛ニ赴キテ人類共存ノ愛情ヲ弟減却シ教育愈進シテ排他的氣分愈濃厚ナリ底止スル所ヲ知ラス斯ル教育ヲ延長スルニ其弊益滋キヨカベテ畢ニ國

之カ具體的整理方案ヲ決定スルコト左ノ如シツル豫算ナリ其金ノ運用利殖

家ヲケルセシトテ恐ル今日ノ急務ハ教育ノ延長ニ在リ之ヲ改革シ其本我ニ立
戻リテ兒童ノ自然力ヲ啓發シ之ヲ正視セシメ能力ヲ發揮セシムルニ在リ
義務教育ノ延長論者中最有力ナルハ教育終了後ノ間隙充塞ニ在リ此點ハ大考
慮スベキトナルモ實業補習教育ノ振興ニ依テ其弊害ヲ矯正シ得ヘシト信スルハ深ク
憂フルニ足ラザルヘシ

彼ニ部教授ニ學級ニ教育ヲ姑息方法ニテ教育年限延長ヲ實施セシムル如キハ
最モ兒童教育ノ本義ヲ辨弁ル論ニテ斯ル如キハ益教育ノ能率ヲ低下シ悲ハキ
結果ヲ兒童ノ肉体上精神上ニ及ボスニ違ハス若シ教育ヲ延長スル要アラハ教場教
員ヲ充分増加シテ堂々之ヲ實行ス外ナク而モ之ヲ爲メハ巨額ノ設備費經營
費ヲ必要トシ目下ノ空迫セル我國國家地方財政ノ克ク堪ユル所ニテラス即チ一歩ヲ
譲リテ從來ノ空虛ナル教育ヲ延長スルノ要アリトモ現時ノ財政ハ決シテ之ヲ實現
施ラ許スモノニアラザルナリ

以上大体延長ヲ否トスル所以ヲ明ニシテ信スルハ今試ニ教育全班ニ關テ改善

意見ノ要項ヲ掲ケテ識者ノ參考ニ資セン

- 一 從來ノ教育調査機關ニ屬スル少數達識者ヲ以テ教育調査會ヲ組織シ
シ大體左ノ要綱ニ基キ文政改革案ヲ定メテシムルコト
- 二 師範教育ヲ刷新スル爲メ人格高キ一流ノ教育家若干名ヲ英米ヨリ招聘
シテ之ニ師範教育ヲ委託シ當局者ハ之ニ容喙セザルコト
- 三 私立學校ノ設立ヲ自由ニシテ各種教育機關ノ存在ヲ獎勵シ且宗敎學校
ニ於テ小學教育ヲ施スノ自由ヲ相束スルコトナカルヘキコト
- 四 小學校ニテ羅馬字ヲ教フルコト
- 五 中學校ノ入學ヲ自由ニシテ就中公立中學校ノ入學試験ヲ全廢シ抽籤以
テ入學者ヲ割當ルコト、止ラ得サルハ當分少數ノ劣等生ヲ淘汰スベキ
最低限度ノ試験ヲ行フコト
- 六 實業補習學校ヲ改善増設シ且有志者ノ實業教育任意補
導ヲ獎勵スルコト

之カ具體的整理方案ヲ決定スルコト左ノ如シナル豫算ナリ資金ノ運用利權

七 高等學校ノ入學試験ヲ全廢シ抽籤ヲ以テ入學者ヲ全國^{高等}學校ニ割當ルコト、止テ得サレハ當分抽籤ヲ以テ入學者ヲ定ルコト、而シテ高等學校ノ年限ヲ短縮スルコト

八 大學ノ櫻拔入學試験ヲ全廢シ高等學校卒業者全部ヲ收容スル途ヲ開キニ部又ハ三部教授ヲ大學ニ充テ行フコト

九 官公私大學ノ卒業試験ヲ統一シ各大學卒業生間ニ差等ナキヲ期スルコト

十 教育刷新事業効ヲ收ルニ及ビ初テ義務教育又八年ニ延長スヘク而シテ小學校四年後ノ教育ヲ二分シテ中學校ニ入ルキ豫備教育二年トシテ他ヲ高等小學校四年トスルコト

以上

經濟政究會

義務教育年限延長問題ニ對スル會員ノ意見

本會總會席上本問題ニ對スル會員ノ意見ハ區々ニ岐カレ未タ採決ニ至ラス但シ均シク年限延長ト稱スルモ從來ノ內閣當局者各其提案ヲ異ニシ又教育家ノ私案モアリ最近前ノ內閣カ文政審議會ニ諮問シタルモノ即チ江木案ニ對シテハ本問題ノ賛成者ト雖モ之ニ同意スルモノ尠シ同案ニ據レバ國庫ノ負擔ハ經常費四百萬圓臨時費千五百萬圓ニ過キサルモ補修教育ヲ認ル外ニ部制ニ學級ニ教員制ヲ行フ如キ姑息ナル延長安本タルヲ以テナリ故ニ少クトモ加藤友三郎內閣ニ於テハ鑛田案(經常費千五百萬圓臨時費三千萬圓)以上ナルトヲ要シ之ニ對シテ可否論點ノ大要ヲ摘記スルハ左ノ如シ

可トスルモノ

一 歐米各國ノ義務教育年限八年以上ヲ通則トス我國ノ兒童ハ國語授業ノ為ニ多クノ時間ヲ要シ歐米ニ比シテ不利大ナルニ年限亦短キヲ以テ彼我智識ニ

之カ具體的整理方案ヲ決定スルコト左ノ如シ
一 國庫ノ負擔ナリ基金ノ運用利殖

若き懸隔アリ普通選舉、必要ヲ絶叫スル現代ニ於テハ寧ロ以上ノ必要ヲ感ズル教育、振興ニ努カスヘキモノシテ國民ノ智徳ヲ増進スル見地ヨリ、七年ノ延長ヲ適當トス

一、特ニ實務方面ニ於テ小學卒業者ヲ雇用スル場合ノ實績ニ徴スルニテ、常ニ高等ノ僅ニ三年ノ差ニモ其能率ニ著キ相違アリ是レ前者ヲ成ルカ爲ニ外ニ、故ニ少クモ全國民ヲシテ高等ノ卒業以上ノ教育ヲ受ケシムル今日財政緊縮ヲ必要トスルニ國家ノ根柢ヲ築クキ教育事業ノ爲ニ相當ノ支出増加ヲ惜ムヘキニテ此レ位ノ費用ハ他ノ節約ニテ優ニ支辨スルヲ得ヘシ

三、國際労働會議ニ於テ労働最低年限ヲ十四歳ト定メタルニ對シ我國ハ除外例ヲ求メテ十歳トシタムハ是レ義務教育終了後直ニ職業ニ従事シ得ルニ便宜ニ目標トシテ然レモ實際此ノ年數ハ體質心性共ニ變化多キ時期ニシテ直ニ労働ニ服スルハ尙早ナルト同時ニ最も誘惑ニ陥リ易キヲ以テ若シ上級ノ教育ヲ受ケルコトナリ空シク兩年ヲ過スハ惡習ニ感染スルノ危險アリ

四、世年限延長ヨリモ教育ノ内容充實ヲ急務トスルノ說ヨリ現時ノ小學教育ハ固ヨリ完全ナラサルヲ認ムルモ内容ノ改善ハ言フコト易クシテ行フコト難ク急進ニ期成スヘキモノニテ、年限延長ノ効果通功トシカラス現今特ニ缺陥ノ多キハ卒年中等以上ノ教育ニ存シ、小學教育ハ概テ教員ノ熱心ニテ相當研究施設セラレ歐米ノ長所モ多ク採用セラレシマハリ猶ホ遺憾アル點ハ年限延長ノ傍ニ徐々ニ改善スルモ晚ニトセス

否トスルモノ

一、財政上ノ見地ヨリ又對 方今行政費ノ徹底的整理緊縮要

スル時ニ當リ苟クモ新ニ支出ヲ増加スルニトハ出来得ル限リ避ケサルヘカラス教育家ノ言ニ據ルニ現在尋常小學卒業者ノ約八割ハ中等教育又ハ補修學校ニ移ルニテ年限延長ヨリ義務ヲ負フモノハ殘餘ノ一割ニ過キス而モ其經費ヲ見ルニカノ始息ノ提案ヲ排シ捐借由有効ナルモノトセシハ少クモ所謂鑛田案ニテ經費ヲ負擔セサルヘカラス同時ニ地方ノ負擔モ亦増加スヘシ現情ノ下ニ於テ時期ノ尙早

之カ具體的整理方案ヲ決定スルコト左ノ如シ